（3）瓦・瓦塼　　※本稿では紙幅の都合上、瓦の型式名の最後の「型式」を省略した（KH101 型式→ KH101）

軒瓦

開法寺東方地区からは、開法寺の廃絶に伴う大型廃棄土坑（35-1Tr・SX1078）を除くと、軒丸瓦 75 点、軒平瓦 31 点の出土を認め（図 473・474、表 42・43）、従前の開法寺出土軒瓦の数に匹敵した数値を示す。開法寺瓦は川畑聰が型式名を整理し、編年的な検討を加え（高松市歴史資料館 1996）、近年では渡部明夫が研究を深化させており（渡部 2015 ～ 2018）、ここではその成果を踏まえて開法寺東方地区出土の軒瓦の様相をまとめる。

開法寺東方地区出土の軒瓦を検討するなかで、八葉素弁蓮華文軒丸瓦（KH106）と唐草文軒平瓦（KH205）に複数の范が存在することが判明したため、まずそれを整理する。KH106 は瓦当面径に 15.0 ～ 16.2 ㎝の幅があり、15.0 ～ 15.7 ㎝幅と 16.0 ～ 16.2 ㎝の幅の一群に分かれ、前者は文様の陽刻がシャープで、後者は鈍いという相関関係を認め、細分が可能となる。結論的には追刻を想定し、前者を KH106A、後者を KH106B とした。両者の文様構成を見るため、范を揃えた瓦当面の拓本を図 471 に示した。紙幅の都合上詳細は省くが、両者は外区外縁の特徴的な鋸歯文（鋸歯文 C）、各蓮弁の広狭や細かな形状、各蓮弁間の幅、間弁の通り具合や各間弁の幅、各蓮子の配置位置（蓮子３・４間の広さ）といった細部やそれらを含む総体において極めて酷似する。差異は瓦当面径と陽刻された文様の断面形状、胎土、焼成、丸瓦部の凸面調整である。瓦当面径は最大 1.2 ㎝の開きを認めるが、KH106A 間でも 0.7㎜ の差異があり、KH016A は精良な胎土で、堅緻に焼成されるが、KH106B は胎土が粗く、焼成不良気味であり、粘土の収縮や素地条件による変化を含めた焼成差異に起因する可能性が高い。文様の断面形状差異には粘土素地も影響を与えるが、KH106A は三角形、KH106B は蒲鉾形を呈し、追刻がなされたと考える。范傷による確認ができていないため、踏み返しによる別范の可能性も残すが、追刻を想定した。また、丸瓦部の凸面調整方法も前者は平行叩き目を丁寧にナデ消すが、後者は縄叩き調整となり、両者に時期差を見出すことができる。また、KH205 は点数が少なく、詳細は割愛するが、KH205A に追刻を施したものを KH205B とした（３箇所の追刻、図 472）。さらに、13-605 や 12-1081 は KH205B と文様構成は酷似するが、脇区の珠文の配置や各文様の配置や長さがわずかに異なり、別范の可能性を想定した（煩雑さを避けるため、暫定的に KH205B’とした）。完存例がなく、瓦当面左半と右半の関係は不明である。

新確認の型式を加えて整理すると（表 22）、軒丸瓦の約 85%、軒平瓦の約 70%が開法寺瓦ないし開法寺でも少量確認できる他寺院の瓦となる（KH：開法寺瓦）。次に開法寺同范瓦以外の軒瓦を概観する。KF101 と KF201 は讃岐国府式瓦として評価されるものである（佐藤 2012、信里 2016 ｂ）。破片数計測だが、出土軒瓦の 10%前後の比率を占める。完存品の出土はないが、KF101 は小さな中房に１＋８の蓮子を配し、内区に複弁 11 葉蓮華文、外区内縁に珠文帯、外区外縁に鋸歯文を配する。外区内縁の珠文の大きさや間隔、外区外縁の鋸歯文にばらつきを認め、別范の可能性を残す。KF201 は直線顎で、瓦当面の周囲は強く突出する。瓦当文様は簡略化した唐草文で、界線はないが内区の上下に珠文を配する。KF101 と KF201 のセット関係を示す出土状況は確認できないが、胎土・焼成から組み合う可能性が高く、７次調査 SD80010 下層では９世紀代の土器群と共伴する。開法寺東方地区では 34-2 トレンチを南限とし、２次調査区や 29-1・2 トレンチで確認でき、讃岐国府跡全体では中央部（低地帯４以南）に分布し（図 476・497、註 25）、明らかに開法寺瓦とは異なる分布域を示す。KM107B・SKB101・SKM21・SKM01B は国分二寺の同范瓦であり、現時点で開法寺からの出土報告はなく、国府と国分寺の関係を示す資料と考える。一方、国分寺瓦関係ではその造営時に導入された横置型一本作り成形による KH112 を認めるが、本型式は開法寺で２点確認できる（渡部 2016）。このほか、各１点の出土に留まるが、開法寺ではみられない軒平瓦を認める。型式名の付与は行わず、仮Ａ～Ｄと仮称した。仮Ａは飛雲文軒平瓦である。下外区と内区間は２重界線、上外区には１点のみ珠文を配する。曲線顎で、平瓦部凸面調整は螺旋状の縄叩きとなる。仮Ｂはデフォルメされた扁行唐草文で内区を飾り、周縁に２重界線を巡らす。直線顎で、平瓦部の凸面には横方向の平行叩き目を認める。仮Ｃは内区に唐草文を認めるが、外区は剥落する。直線顎で、平瓦凸面には粗い羽状の縄叩き目を認める。開法寺瓦以外の分布（図 476）は、33-1 トレンチ南西部、34-2 トレンチ北端部に各１点が点在し、２次調査区に５点が集中し、開法寺瓦の分布域内にほぼ収まるが、飛雲文軒平瓦（9-178）を除くと、開法寺に近い西側での分布は認めない。分布が集中する２次調査区は段状遺構を中心に出土し、同遺構は 34-2 トレンチ周辺の微高地上部を削平した土を用いた整地土であり、元来は開法寺東方地区の微高地上に所在する遺構に包含された瓦と考えられる。よって、開法寺瓦以外の瓦は 34-2 トレンチを中心としたエリアに偏在する傾向にあり、

逆にその周辺では開法寺瓦の分布が稀薄となる。なお、開法寺の（一堂宇）の廃絶に伴って、12 世紀後半頃に多量の瓦を廃棄した 35-1Tr・SX1078 からは 145 点に及ぶ軒瓦が出土したが、開法寺瓦以外の瓦は１点も確認できない（表 22）。

次に開法寺東方地区から出土した開法寺瓦を検討するため、川畑や近年の渡部の研究成果を踏まえつつ、その編年的な位置付けをまとめる（図 475）。KH106 の細分、丸瓦部ないし平瓦部の凸面調整方法による軒瓦セット関係の想定という視点で段階設定を試みた。KH106A は丁寧にナデ消すが丸瓦部に平行叩き目（10-331）、KH106B は縄叩き目を認め（10-176）、製作技法や追刻から両者に時期差が想定できる。軒平瓦 KH202 の平瓦部凸面調整が格子叩き、顎下面が平行叩き、軒平瓦 KH203 が縄叩きであることから、KH106A と KH202、KH106B と KH203 をセット関係として捉え、前者を２段階、後者を３段階とした。KH105 は年代位置付けが不安定だが、渡部が指摘するように（渡部 2015）、KH202 の出土比率を考慮し、KH105・KH106A の両者が KH202 とセット関係を有する可能性が高い。それに先行する第１段階には従前の研究に従い KH101 を置いたが、SX1078 からは KH101 に先行する軒丸瓦を認める（13-469、KH100 と仮称）。KH103 は中房の大きさ、肉厚な蓮弁、瓦当面周縁の突出具合から第１～２段階、KH104 は蓮弁がやや偏平化することから第２～３段階に位置付けた。第４段階に国分二寺関係の瓦を置き、第５段階に９世紀頃の年代が想定できる讃岐国府式瓦（KF101・KF201）、それに後出する第６段階に KH110・KH205 を置いた。仮Ａ（飛雲文軒平瓦）は曲線顎で、平瓦部凸面には螺旋状の縄叩き目を認める。凸面調整からは６段階頃まで下るが、平城京 6802B･6801A の年代観（767 ～ 784 年）や各地の出土例から（毛利光・花谷 1991、奈良文化財研究所 2018）、８世紀末から９世紀初頭頃の年代を想定したい。軒平瓦・仮Ｂは抽象化した唐草から第６段階に位置付けたいが、凸面の平行叩きは類例に乏しい。軒平瓦 KH208 は KH205 に先行する可能性が高く、凸面には直線的な縄叩き目を認める。KH114 は KH101 を陰刻した文様をモチーフとし、KH110 にやや先行する可能性が高い。SKM21 は国分寺同范瓦である。軒平瓦・仮 C は平瓦部凸面に粗い羽状の縄叩きを認め、第７段階と考えた。各段階の年代は不明だが、暫定的に第１段階は７世紀第３四半期頃、第２段階は７世紀末から８世紀初頭、第３段階は８世紀前葉から中葉、第４段階は８世紀後葉、第５段階は９世紀、第６段階は 10 世紀代、第７段階は 11 から 12 世紀前葉の年代を想定しておきたい。なお、讃岐国府跡からは 12 世紀前半から後半の京都向けの搬出瓦は確認できない。

開法寺東方地区出土瓦の編年的位置付けを試みたが、その目的は本地区から出土する開法寺瓦の意味を明確にすることであり、次にこれらの瓦の廃棄時期を確認する（表 42・43）。包含層資料等、埋没年代が特定できないものを除くと、２期（７世紀後葉から８世紀初頭）は未確認、３期（８世紀前葉から中葉）は２点、4-1 期（８世紀後葉から 9 世紀中葉）は３点、4-2 期（９世紀後葉から 10 世紀初頭）は５点、4-3 期（10 世紀前葉から 11 世紀前葉）は 31 点、５期（11 世紀中葉から 13 世紀）が 25 点、中世後半期の遺構は５点を数える。4-2 期以前の遺構からの出土瓦は極めて少なく、９割近くが 4-3 期以降の遺構から出土し、同一地点で連綿と遺構が開削されたことによる影響を考慮しても、4-3 期以降に埋没した遺構に多量の開法寺瓦が包含される点は看過できない。３期埋没の瓦は KH106A（10-331）と型式不明軒丸瓦であり（9-154）、瓦の製作年代と廃棄時期に乖離は認めず、4-1 期埋没の瓦には KH106A（11-220）、SKB101（12-796）、型式不明があり、やはり瓦の年代と遺構の帰属時期は比較的近いが、4-2 期埋没の瓦は製作年代と埋没時期がやや離れる（KH106 不明（11-333）、KH202（11-407、12-530）、KH205B’（12-1081））。平面分布では KH105（9-27）が開法寺に近い地点から出土する以外は、34-2 トレンチ北端に集中するという偏在性を認める。一方、4-3 期以降の瓦では KH208（12-910）、KH110（11-437）は製作年代と廃棄年代が比較的近いが、第１～４段階に製作された瓦が圧倒的多数を占め、製作年代と廃棄時期の年代差や出土量において、4-2 期以前の廃棄状況とは明らかに異なる（註 26）。当該期の瓦分布も開法寺東方地区全体に広がり、前代からの顕著な変化が見出せる。開法寺瓦を本地区で使用した状況も想定できるが、何らかの要因で 4-3 期において開法寺側の瓦が多量に流入した状況が想定でき、開法寺全体と開法寺東方地区の軒瓦の型式別比率が近い数値を示す点もそれを補強する。建物の建て替え状況や 10 世紀中葉の廃棄土坑分布、33-2 トレンチのⅣ①層の存在を考慮すると、4-3 期の途中、10 世紀中葉に開法寺東方地区では大規模な火災により多くの建物が焼失したと考えられ、火災の範囲は開法寺東方地区の微高地のほぼ全面に及ぶものであったと推測できる。その直後に前代と同一地点に同規模・同規格の建物を早期に再建した状況が想定でき、開法寺からの多量の瓦流入の要因は大規模な火災後の復旧に伴う造成や整備ではないだろうか。

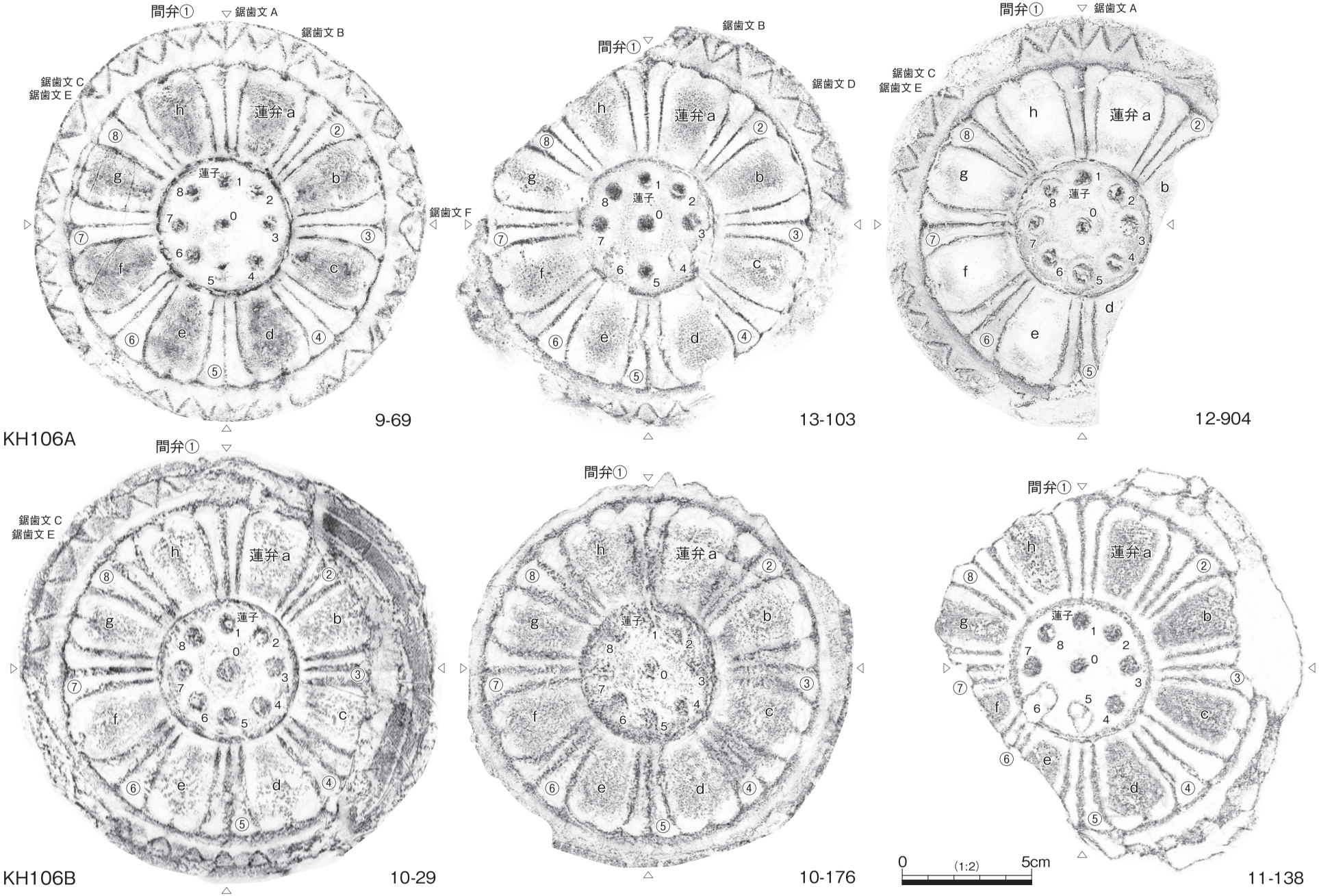

図 471　KH106 型式細分図

KH205A

12-53

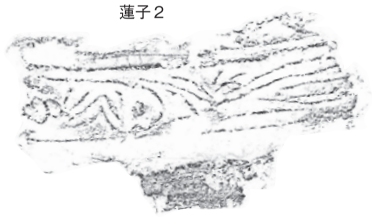

川畑迪氏資料 0066

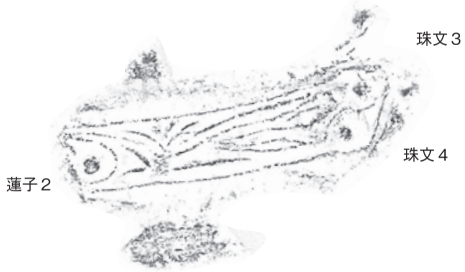

川畑迪氏資料 0079

KH205B

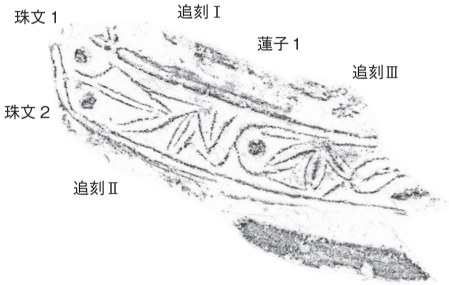

川畑迪氏資料 0067

13-152

KH205B’

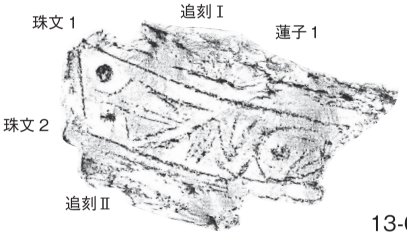

13-605

12-1081

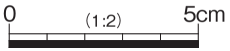

図 472　KH205 型式細分図

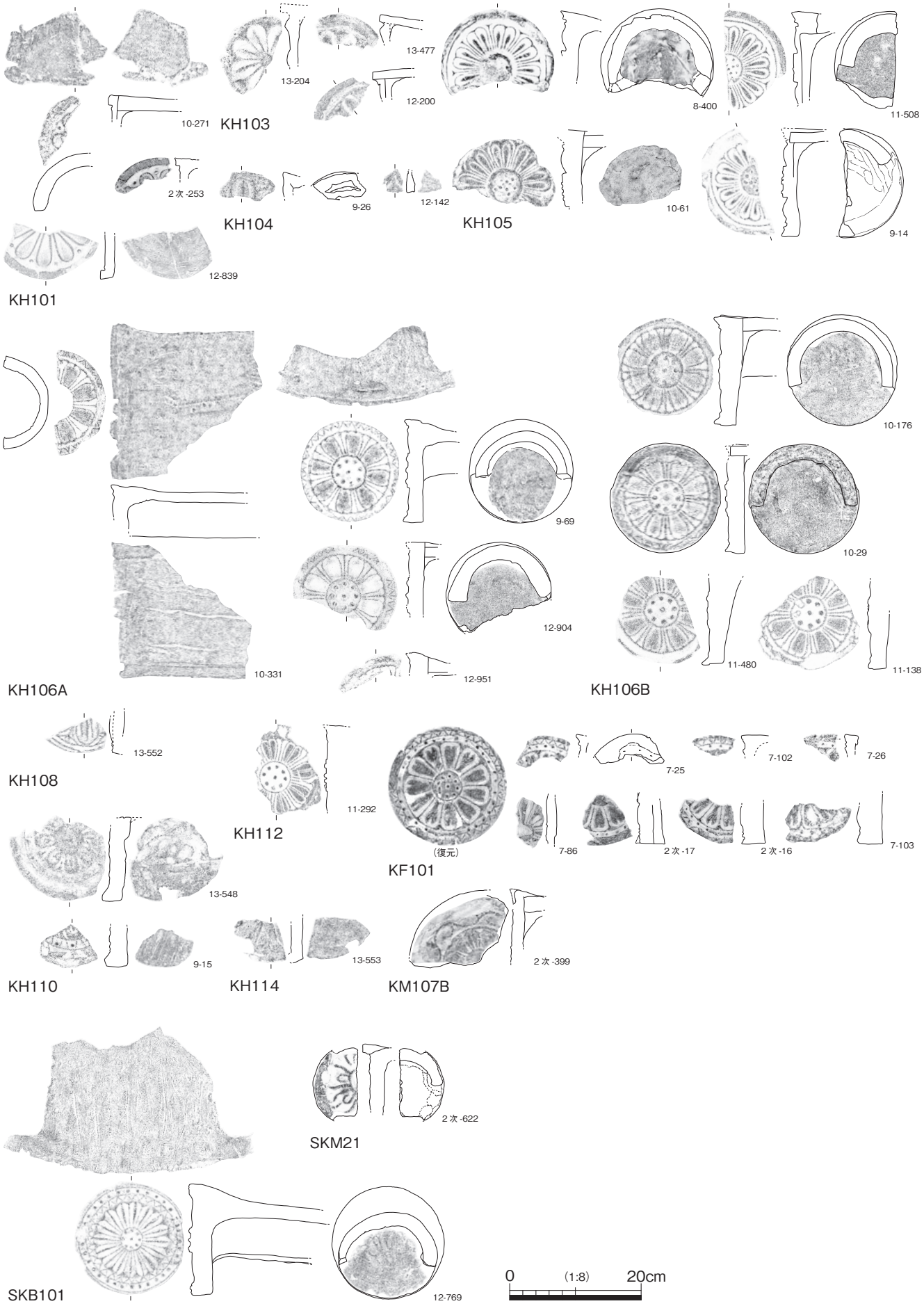

図 473 讃岐国府跡（開法寺東方地区） 軒丸瓦

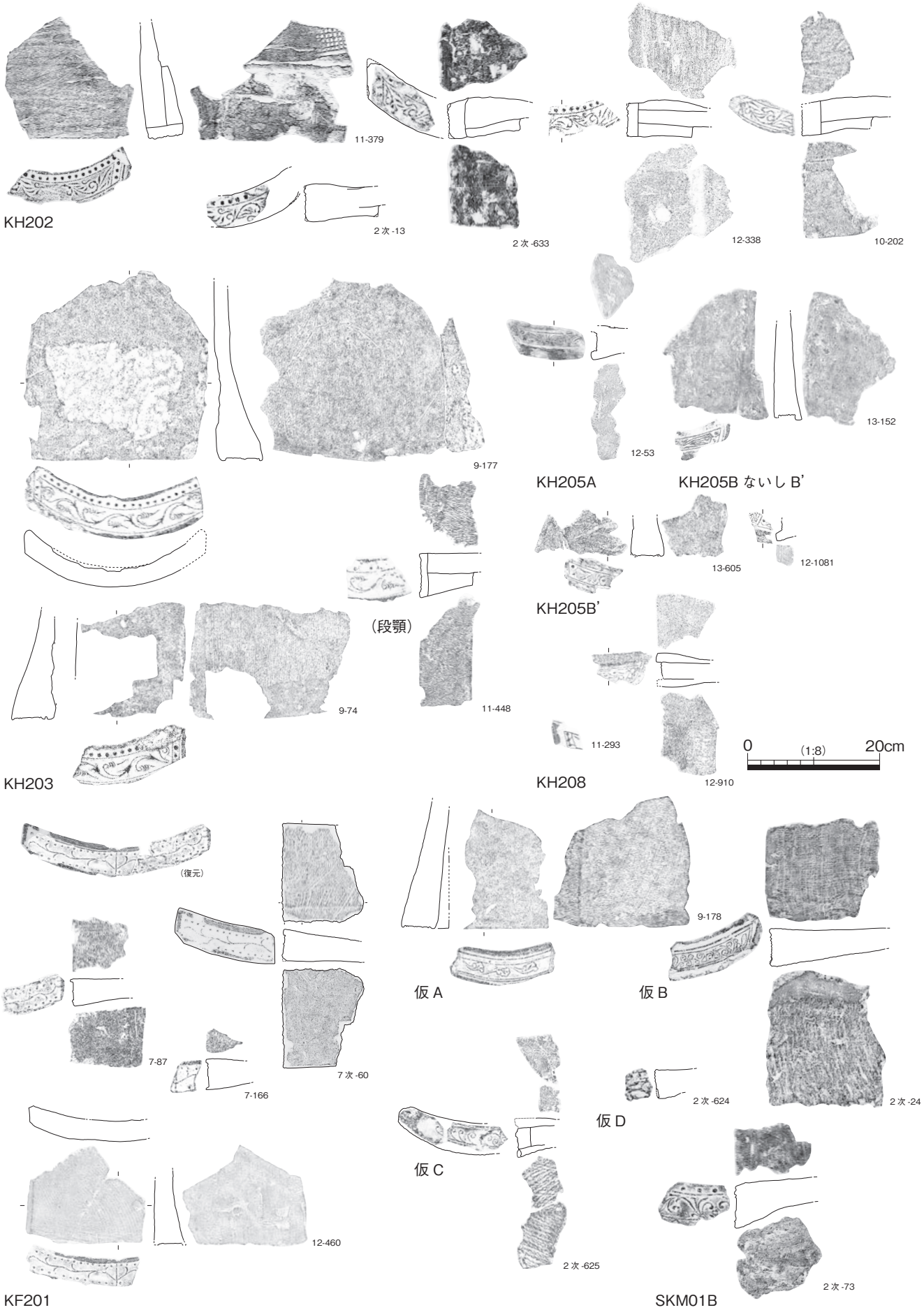

図 474　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　軒平瓦

型式名	開法寺東方地区				開法寺地区		製作技法（凸面調整）他	同范瓦
	全 体		35-1Tr・SX1078		全 体			
	出土点数	比率	出土点数	比率	出土点数	比率		
KH100			1	1.1				
KH101	3	4.0	8	8.8	5	5.5	丁寧なナデ調整	
KH102								
KH103	8	10.7	8	8.8	1	1.1	平行叩き→丁寧なナデ	
KH104	2	2.7	4	4.4	7	7.7	丁寧なナデ	
KH105	17	22.7	20	22.0	35	38.5	丁寧なナデ	KM101
KH106A	14	18.7	19	20.9	21	23.1	平行叩き→丁寧なナデ	KM102
KH106B	7	9.3	11	12.1			縄叩き→ナデ	
KH106(?)	7	9.3	11	12.1				
KH107					1	1.1		
KH108			1	1.1	1	1.1		
KH109					1	1.1		
KH110	5	6.7	4	4.4	13	14.3		SKM09、KB106
KH111					1	1.1		
KH112	1	1.3			2	2.2	横置型一本作り	
KH113					1	1.1		
KH114	1	1.3	4	4.4	1	1.1		
KH115					1	1.1		
KF101	7	9.3						讃岐国府式瓦、細分可能
KM107B	1	1.3						
SKB101	1	1.3					丁寧なナデ	SI104
SKM21	1	1.3						
軒丸瓦小計	75	99.9	91	100.1	91	100.1		
KH201					2	3.7		
KH202	10	32.2	46	93.9	40	74.1	格子叩き（凸面）、平行叩き（顎下）、段顎	KM202
KH203	8	25.8	1	2.0	3	5.6	縄叩き（直線・細）、 曲線顎（段顎僅少）	
KH204					1	1.9		KB204、HK202
KH205A	1	3.2			3	5.6	縄叩き（斜め・細）→ナデ 曲線顎	
KH205B							縄叩き（直線・細）、曲線顎	
KH205B'	1	3.2	1	2.0			縄叩き（直線・細）、曲線顎	
KH205B･B'							縄叩き（直線・細）、曲線顎	
KH206			1	2.0	1	1.9		SKH30、DO204、MO203
KH207					1	1.9		SKH01C、KB201A
KH208	2	6.5			1	1.9	縄叩き（直線・細）、曲線顎	
KH209					1	1.9		SKH01B、KB201B
KH210					1	1.9		
KF202	4	12.9					丁寧なナデ、直線顎	讃岐国府式瓦
A	1	3.2					縄叩き（斜め）、曲線顎	飛雲文
B	1	3.2					平行叩き（横）、曲線顎	扁行唐草文
C	1	3.2					縄叩き（羽状・粗）、直線顎	唐草文
D	1	3.2					文様不明、直線顎	不明
SKM01B	1	3.2						
軒平瓦小計	31	99.8	49	99.9	54	100.4		

※開法寺東方地区には２次調査を含むが、35-1Tr 出土瓦は含まない（未確認型式のみ計上）。
※点数は破片数カウント
※ A ～ D は未確認型式だが、新たな型式名は付与していない。
※開法寺地区の出土点数は渡部明夫 2016「軒瓦から見た開法寺」『坂出市史研究』第２号から抜粋

表 22　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　軒瓦出土量

図 476　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　軒瓦出土分布

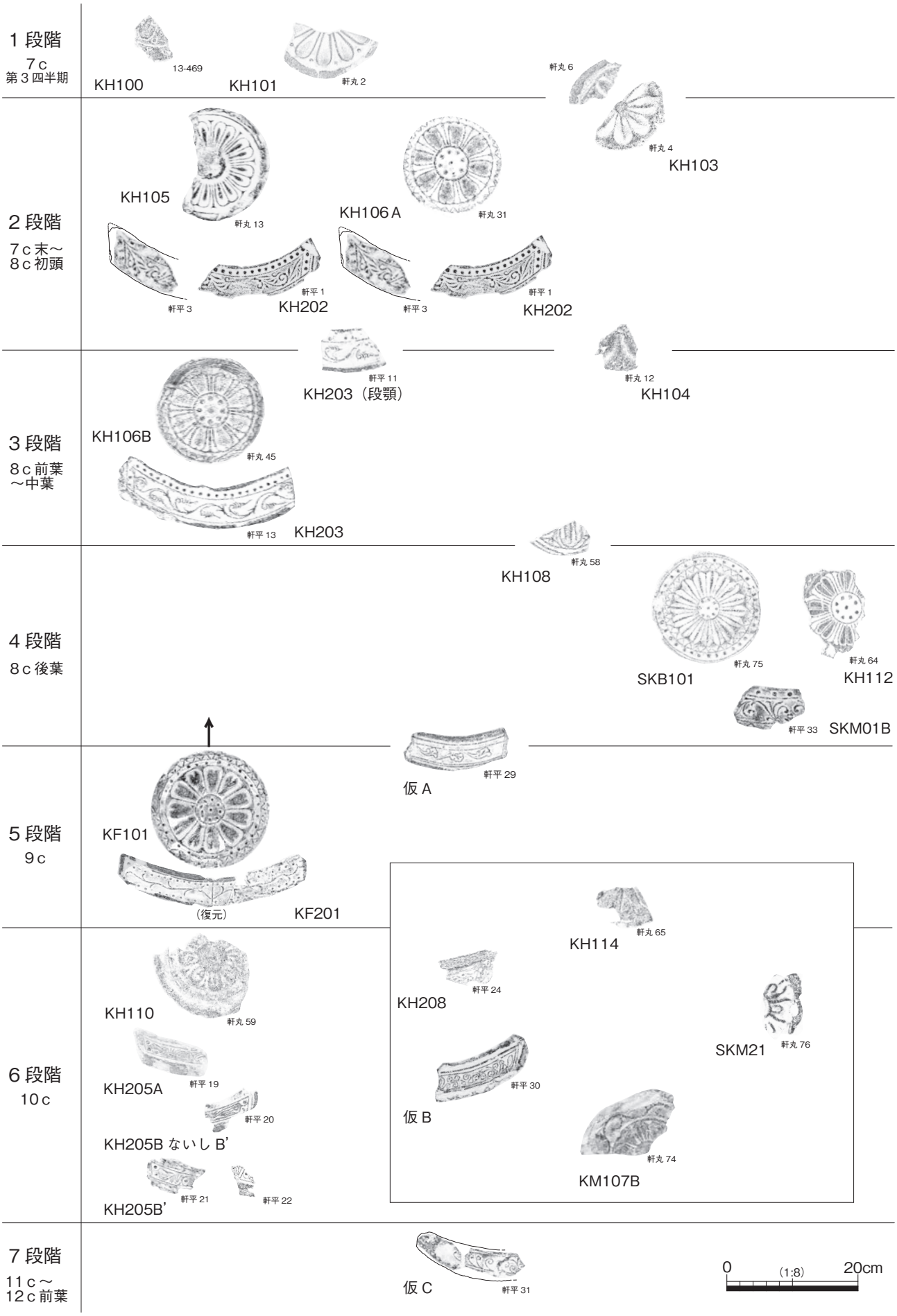

図 475　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　軒瓦組合せ想定

丸・平瓦

開法寺東方地区では多量の瓦が出土した。帰属時期が特定でき、かつ一定量の瓦が出土した遺構を抽出し、平瓦の凸面調整の変化について検討したい（表 23）。帰属時期はいずれも土器の年代観から想定した廃棄年代となり、本表中の○は少なくとも各廃棄時期には認める凸面調整であり、開法寺東方地区で最も古い確認例には●を付した。瓦の長期使用や特異な廃棄状況等を考慮すると、必ずしも製作年代を反映するものではないが、讃岐国内では平瓦の編年的位置付けは不確定要素が多いため、点的ながら帰属時期の推測が可能なことを考慮し、あえて作成・提示した。紙幅の都合上、詳細は省くが、９世紀前葉には一枚作りの格子叩き＋平行枠、叩き目スパンが長い平行叩きの平瓦が存在し、９世紀中葉には斜位の縄叩き、10 世紀中葉には斜位の縄叩きを粗く施す一群、スパンの長い平行叩きの凹部に格子枠を認める一群、一枚作りの斜格子叩きがあり（ほぼ全面に叩き目を認める）、12 世紀には斜格子叩きが散漫に施される一群や糸切り未調整の資料を認める。

さらに、平瓦の凸面調整（格子叩き・縄叩き）の比率を見ると（表 24）、８世紀前葉の 32-4Tr・SK4002 は格子：縄叩きが 82％：18％程度の比率を占めるのに対し、９世紀後葉以降は比率が逆転し、縄叩きが 70％以上を占めるようになる。その間の変動は判断に迷うが、９世紀前葉に属する遺構は縄叩きが 60 ～ 72％を占め（33-1Tr・SK1009 は格子叩きがやや優勢）、８世紀後葉前後に縄叩きが平瓦の凸面調整の主体を占めるようになったと理解したい。続く、９世紀中葉埋没の遺構はいずれも掘立柱塀構造の遮蔽施設の両側側溝であるが、各溝ないし同一溝でも地点ごとに凸面調整の比率に差異を認め、格子叩き優位と縄叩き優位が併存する。表 22 で示した凸面調整の変化も漸移的であり、斜位の縄叩きの確認という変化に留まる。９世紀前葉における凸面調整の比率の逆転、本溝群の瓦に比較的古い様相を残す特徴の瓦が多いことから、格子と縄叩きの比率が逆転し始めた時期、おそらくは８世紀後葉頃に葺かれた瓦が廃棄されたと理解したい。なお、本資料が開法寺東方地区における最古の瓦の使用例となるが（第 4-1 期、掘立柱塀の遮蔽施設の瓦葺屋根）、当該期の建物が瓦葺きであった可能性を積極的に示す証左は得られていない。また、一定量の格子叩きが 12 世紀まで遺存するが、一枚作りの格子叩きの一群を除き、格子叩きの凸面調整を認める平瓦は未確認であり、７世紀後葉～８世紀代に製作された瓦の極めて長期に及ぶ継続使用が想定できる。

その一方、開法寺地区に隣接した箇所で検出した正方位主軸の廃棄土坑 35-1Tr・SX1143（10 世紀中葉前後）と 12 世紀末頃の開法寺（の一堂宇）の廃絶に伴う超大型廃棄土坑の 35-1Tr・SX1078 の瓦組成は興味深い。いずれも縄叩きが主体を占める時期にも係わらず、格子叩きが高い比率を占め（78％、60％）、格子叩きの長期使用が想定できる。隣接する開法寺地区の塔跡周囲では重量比で格子：縄叩きが 55％：45％、塔跡と推定金堂の間の調査区で 58％：42％の比率を示し（渡部 2018）、両遺構出土瓦は開法寺地区の塔跡周辺で用いられた瓦の廃棄を示唆する。問題は９世紀後葉以降の開法寺東方地区出土瓦の国府での使用状況である。縄叩きが優位を占める組成を示し、開法寺地区の塔跡周辺とは明らかに異なる数値を占め、本地区での使用瓦と理解したいが、開法寺地区の北方建物における瓦組成が重量比で格子：縄叩きが 31％：69％となり（渡部 2018）、開法寺東方地区における 10 世紀前後の比率の標準値に近い数値を示す。掘立柱塀の屋根に葺かれた瓦を除く、10 世紀中葉までの瓦の本地区での使用の有無は判然としないが、前述した軒瓦の分析では少なくとも軒瓦は 4-3 期の大規模な火災に伴って開法寺地区からの流入が想定でき（図 476）、丸・平瓦の重量分布図も軒瓦分布とほぼ重複する点を考慮すると、９世紀後葉から 10 世紀中葉までの本地区出土瓦の多くは開法寺からの流入も想定できる。ただし、本地区では 4-3 期の火災後に再建された SB2035･SB3036（･SB2024）は礎石化しており、瓦が葺かれた可能性を示唆するとともに、34-1Tr・SX1006 は 10 世紀前後の大型建物群の内部を区画した遮蔽施設の屋根が倒壊した遺構であり、本地区での確実な瓦の使用状況を示すものである。

また、２次調査区からは緑釉瓦が出土する（２次 106、香川県教育委員会 2016）。開法寺東方地区からの緑釉瓦の出土は確認できないが、表面に薄く釉薬が塗布された丸瓦が数点出土する（8-389. 10-34. 12-30. 12-31. 12-1067、写真図版 23）。科学的分析では２次 106 からは同時に分析した緑釉陶器よりも多い量の鉛や銅成分が検出されたが、8-389 や 10-34 からは鉛・銅成分は検出できず、逆に 8-389 からはカリウム・カルシウムが多く検出されており、灰釉が塗布された可能性が指摘されている（竹原 2017）。8-389･12-30 は凸面のみならず､端面にも釉薬が施されており、自然釉の降灰の可能性は低いと考えられ、10-34 を除く釉薬を認める丸瓦は灰釉を塗布した可能性が高い。12-1067 が出土した 34-3Tr・SD3010 は９世紀前葉から中葉に属し、当該期頃の使用が想定できる。

製作技法、凸面調整、典型例			3期		4-1期						4-2期	4-3期（大型廃棄土坑群）						4-3期	5期	
			8ｃ前葉～中葉		9ｃ前葉		9ｃ中葉				9c後葉	10ｃ中葉						10ｃ後葉～11ｃ初	12ｃ	
			32-4Tr SK4002	31-1Tr SD1001下層	33-1Tr SD1014	33-1Tr SK1009	30-1Tr SD1002	30-1Tr SD1040	34-2Tr SD2132	34-2Tr SD4009	34-3Tr SK3009	30-1Tr SD1001	32-1Tr SK1003	33-2Tr SK2001	34-2Tr SK2001	34-2Tr SK2002	34-2Tr SK2065	33-2Tr SD2100	33-2Tr SK2103	34-3Tr SX3004
桶巻き	格子	9-274	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	格子＋平行枠	9-184	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	斜格子	11-254			○															
	平行・単位短（ナデ消し）	11-260	○	○	○	○					○						○			○
一枚作り	格子＋平行枠	11-228			●	●	○						○		○	○				
	斜格子	11-467												●					●（粗）	●（粗）
	平行・単位長・直線	11-232			●	●	○	○			○	○		○				○		
	平行・単位長・斜位、羽状	11-474									●	○	○	○			○			○
	平行－格子風・単位長	10-140											●			●		○	○	
	縄・細・直線	11-224	○	○	○	○					○	○			○	○	○	○		
	縄・太・直線	12-869	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			○
	縄・太・単位長・直線	9-313			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○
	縄・太・単位長・斜位	11-473					●	●			○	○	○	○	○	○	○	○		○
	縄・太・斜位、羽状＋粗	11-476										●	●		●	●	●	○	○	○
	縄＋斜格子枠	9-176			●	●														
	未調整（内外糸切り）	12-1160																		●

表23　遺構出土平瓦の出現状況

※●は廃棄状況での初現、○は廃棄状況での有無

遺構名	遺構帰属時期	破片数				重量				平瓦凸面調整				平瓦凸面調整			
		丸瓦		平瓦		丸瓦		平瓦		格子叩き		縄叩き		格子叩き		縄叩き	
		点数	%	点数	%	重量(g)	%	重量(g)	%	点数	%	点数	%	重量(g)	%	重量(g)	%
32-4Tr・SK4002	8世紀前葉～中葉	7	28.00	18	72.00	870.9	25.15	2,592.4	74.85	8	72.73	3	27.27	1,629.6	82.17	353.5	17.83
33-1Tr・SD1014	9世紀前葉	23	38.98	36	61.02	4,927.5	25.17	14,650.6	74.83	7	28.00	18	72.00	2,667.7	27.20	7,139.5	72.80
33-1Tr・SK1009	9世紀前葉	16	24.24	50	75.76	3,915.6	19.66	16,001.2	80.34	11	42.31	15	57.69	4,595.7	56.68	3,512.0	43.32
30-1Tr・SD1002	9世紀中葉埋没	22	26.19	62	73.81	6,749.6	43.31	8,835.1	56.69	28	73.68	10	26.32	5,557.1	74.69	1,883.6	25.31
30-1Tr・SD1040	9世紀中葉埋没	10	16.95	49	83.05	3,020.5	25.56	8,798.2	74.44	12	44.44	15	55.56	2,676.0	39.86	4,037.1	60.14
34-2Tr・SD2132①・②	9世紀中葉埋没	2	13.33	13	86.67	91.8	3.21	2,765.2	96.79	7	70.00	3	30.00	888.4	32.72	1,826.7	67.28
34-2Tr・SD4009①～③	9世紀中葉埋没	15	32.61	31	67.39	5,083.8	33.47	10,106.0	66.53	16	64.00	9	36.00	7,273.4	73.29	2,650.5	26.71
34-3Tr・SK3009	9世紀後葉	35	26.32	98	73.68	3,155.1	26.57	8,720.8	73.43	9	12.16	65	87.84	604.0	8.24	6,722.6	91.76
30-1Tr・SD1001	10世紀中葉	99	35.23	182	64.77	10,202.2	27.22	27,279.1	72.78	17	13.93	105	86.07	4,997.8	20.98	18,824.8	79.02
32-1Tr・SK1003	10世紀中葉	93	37.50	155	62.50	31,188.8	40.41	45,985.6	59.59	25	22.73	85	77.27	6,608.9	20.81	25,150.9	79.19
33-2Tr・SK2001	10世紀中葉	21	39.62	32	60.38	10,236.8	30.77	23,036.6	69.23	3	14.29	18	85.71	2,851.1	17.37	13,567.1	82.63
34-2Tr・SX2128	10世紀中葉	51	24.40	158	75.60	4,256.0	27.58	11,175.2	72.42	24	24.24	75	75.76	2,651.8	28.66	6,600.8	71.34
34-2Tr・SK2001	10世紀中葉	28	26.17	79	73.83	2,640.9	20.67	10,135.9	79.33	9	14.06	55	85.94	2,194.6	22.79	7,437.1	77.21
34-2Tr・SK2002	10世紀中葉	18	20.45	70	79.55	1,361.5	18.73	5,907.8	81.27	17	34.00	33	66.00	2,483.7	49.29	2,555.1	50.71
34-2Tr・SK2065	10世紀中葉	45	31.69	97	68.31	6,499.7	31.15	14,365.4	68.85	9	13.43	58	86.57	2,862.3	22.96	9,605.1	77.04
35-1Tr・SX1143	10世紀中葉前後	281	43.03	372	56.97	27,482.3	37.43	45,939.0	62.57	110	73.33	40	26.67	24,972.7	78.36	6,895.0	21.64
33-2Tr・SD2100	10世紀後葉～11世紀初頭	44	38.94	69	61.06	11,432.9	33.47	22,722.9	66.53	16	42.11	22	57.89	7,425.1	53.37	6,487.6	46.63
33-2Tr・SK2103	12世紀	27	32.93	55	67.07	13,862.8	29.62	32,935.9	70.38	16	41.03	23	58.97	8,769.4	37.71	14,486.6	62.29
34-3Tr・SX3004	12世紀	199	32.57	412	67.43	16,939.7	29.16	41,154.0	70.84	42	13.50	269	86.50	5,060.8	14.44	29,997.2	85.56
35-1Tr・SX1078	12世紀後半	3,402	34.95	6,333	65.05	281,883.2	32.73	579,265.5	67.27	1,318	59.53	896	40.47	187,978.4	60.15	124,543.1	39.85

表24　主要遺構の丸・平瓦出土量及び凸面調整比較

図 477　開法寺東方地区の瓦出土量分布図

瓦塼

開法寺東方地区からは２次調査地を含め、12 点の瓦塼が出土した（図 478・表 43）。完存例はなく、元来の形状や規模は不明だが、３種以上の形態に分類できる（１～３類）。１類はレンガ状の細長い形状を呈し、小口幅 10 ㎝、厚み６㎝、長さ不明（13-223、２次 -626）、２類はレンガ状の細長い形態だが、小口幅 12 ㎝以上、厚み 10 ㎝以上、長さ 22 ㎝以上（11-167、11-185、12-345、9-21、２次 -400）、３類は板状を呈し、小口幅 22 ㎝以上、厚み 5.5 ㎝、長さ 16 ㎝以上を測る（8-277、12-344、13-337、２次 -626）。１・２類は須恵質焼成で灰色系の色調、３類はやや軟質で、赤橙色を呈する。２類は型枠成形で、12-345 の外面には型枠痕を認め、12-345 や 11-167 には型枠に粘土塊を数回押し込むが、その休止面となる掌での押圧面で剥落する。外面は板ナデないしナデ調整で整えるが、比較的粗い仕上げのため、段差や緩やかな曲面を認める個体が多い。

瓦塼の分布は 32-1 トレンチ周辺にやや集中する傾向にあるが、開法寺地区に隣接する 35-1 トレンチにも分布し（図 476）、偏在性は認められない。開法寺東方地区の大型建物群で使用された可能性も否定できないが、出土点数は少なく、後述する瓦の出土状況を考慮すると、元来は開法寺地区の基壇等に用いられた可能性が高い。埋没時期が最も古い遺構は２条平行溝の一部を構成する 30-1Tr・SD1002 で、９世紀中葉の埋没となり、11-167 は 4-2 期（９世紀後葉から 10 世紀初頭）の建物の柱痕根固め材として転用される。少なくとも、９世紀中葉以前に、（一堂宇の改修の可能性もあるが）開法寺の大規模な改修があり、何らかの要因で開法寺東方地区に流入したと考えられる。その他は 4-3 期ないし５期に帰属する遺構から出土する。本地区から出土する開法寺軒瓦の多くは 4-3 期の途中、10 世紀中葉の大規模な火災後の造成や整備を契機とした流入を想定したが、塼の時期別の出土状況も軒瓦にほぼ合致し、同様の流入過程を想定するが、それに先行する９世紀中葉以前における開法寺の改修を示す資料の存在は看過できない。

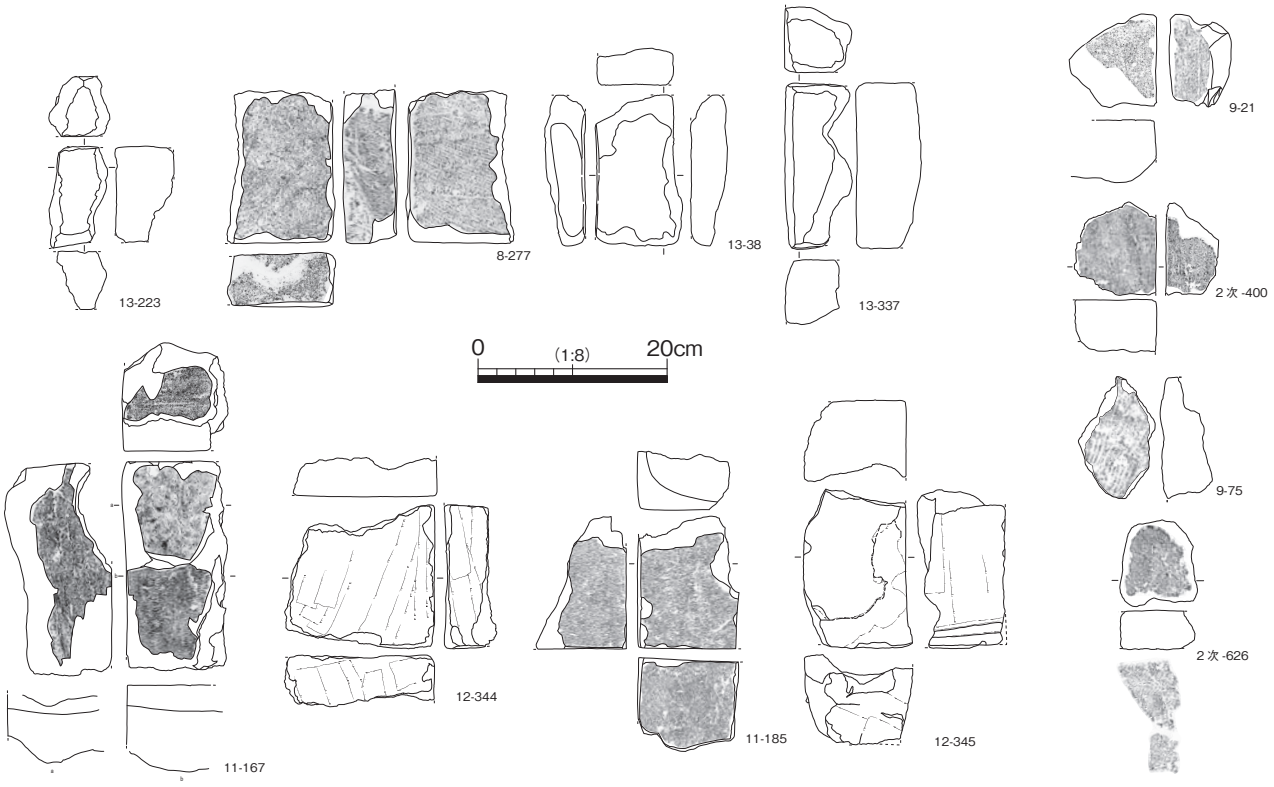

図 478　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　瓦塼

（4）生産関係遺物

鍛冶関連

開法寺東方地区では２箇所において鍛冶関連遺構を確認した。32-4Tr・SK4002 は８世紀前葉～中葉に属する井戸を転用した大型土坑である。掘り下げ底面付近には貼土、中位には多量の焼土が確認でき、その内側埋土から炭化物や鍛冶関連遺物が一定量出土する。図 479・480 では本遺構出土遺物に●を付した。ふいご羽口（10-357 ～ 360）、坩堝（10-356）、椀形鍛冶滓（12-800）の出土を認める。椀形鍛冶滓は内部に金属鉄部を包含し、科学的分析では鍛錬作業のごく初期段階で滓中に取り残された可能性が指摘される（第６章第４節）。本遺構の周辺には坩堝（10-79）やふいご羽口、砥石（研磨面のある軽石を含む）、台石、ガラス質滓が付着した平瓦片（12-849）、発砲須恵器（10-355）が集中しており（図 481、図 479・480 の○を付した遺物）、椀形鍛冶滓の存在を重視すると、その一部は鉄器製作との関連を窺わせ、SK4002 から出土した５点の鉄製品も製作物かもしれない（10-326 ～ 330）。加えて、ガラス質滓が付着した坩堝は銅の熔解・鋳造作業が行われた可能性を示唆する。開法寺東方地区の３期に帰属し、国府整備に伴って臨時に設けられた鍛冶関連遺構が周辺に所在する可能性が極めて高い。

35-1Tr・SX1138 は 4-3 期の途中、10 世紀中葉頃に操業された鍛冶関連遺構である。出土遺物の分析から鍛造鉄器の製作、銅の溶解・鋳造作業が行われ、銅の鋳造作業と鉄の鍛造作業が作業場を共有していたことが判明している。鍛冶関連遺物には椀形鍛冶滓、鉄滓、銅滓、ガラス質滓に加え、炉壁や坩堝があり（図 479 の◆）、未報告遺物を含めると、鍛冶関連遺物の出土点数は 250 点に達する（表 29 ～ 31）。鉄製品も出土するが（13-309 ～ 312）、鉄素材か、製作物かは判断できない。本遺構周辺にもふいご羽口（13-398）や坩堝（10-35）を含む鍛冶関連遺物が点在し（図 479 で◇を付した遺物、図 481）、側辺に研磨面や線状痕を認める砥石（13-39）も認める。本遺構は開法寺東方地区に所在する大型建物群の火災を契機とした大規模改修に伴って、施設内の隅に設けられた臨時工房で、鉄釘や鎹、銅製の飾り金具などの建物金物等を製作した可能性が高い。また、椀形鍛冶滓は両遺構とは地点を違えた場所からも出土する（33-1Tr・SP1061、９世紀後葉から 10 世紀初頭に後出する柱穴、分析資料 13）。

石帯未製品

比較的近接した箇所から２点の出土を認める（図 480. 481、註 27）。上下面に石挽き鋸（鉄板状の工具）による切断痕（平行する線状痕）、一側縁には板材を切り分けた切断面と破断面を認める。中研ぎや仕上げの研磨前の未製品であり、製作途中の破損による廃棄が想定できる。頁岩ないし粘板岩製。未製品やその可能性がある製品は高知県西々野遺跡や島根県才ノ峠遺跡で確認でき、四国では石材産地に連動した腰帯具の偏在分布を認めることから、地方における石製腰帯具の製作の可能性が指摘されている（蔵本 2018）。国府関連では武蔵国府では竪穴建物から 38 点もの石銙が出土し修理所の可能性が想定されているが（府中市教育委員会ほか 1999）、未製品の出土事例は知られていない。

なお、讃岐国府跡からの石製腰帯具の出土は極めて少なく、29-1 トレンチ包含層の巡方１点に留まる（7-92）。安山岩製（サヌカイト製）と報告されるが、讃岐国内でこれまでサヌカイト製と報告されていた資料の分析結果を踏まえると（イビソク 2018）、頁岩の可能性が高く、讃岐国内では可能性を含め６例の頁岩製の石製腰帯具が集成される（蔵本 2018、巡方５例、丸鞆１例）。なお、後述するように鉸具と考えられる帯金具が一定量出土しており、国府での腰帯の使用を示唆する。

その他

漆や赤色顔料が付着した土器が数点確認できる（図 480. 481）。漆の分析は行えていないが、一部の赤色顔料は分析を実施した（第６章第５節）。灰釉陶器椀（8-382）と須恵器坏（12-65）の内面に付着した顔料は水銀朱であり、須恵器坏（12-475）の内面全面に認める顔料はパイプ状ベンガラとなる。水銀朱の用途は判然としないが、いずれも内底部のみならず、遺存箇所の全面に付着しており、容器ないしパレット的な使用が想定できる。なお、転用硯（10-440、11-56）に付着する赤色顔料はいずれもベンガラであり、朱墨の使用が推測される。

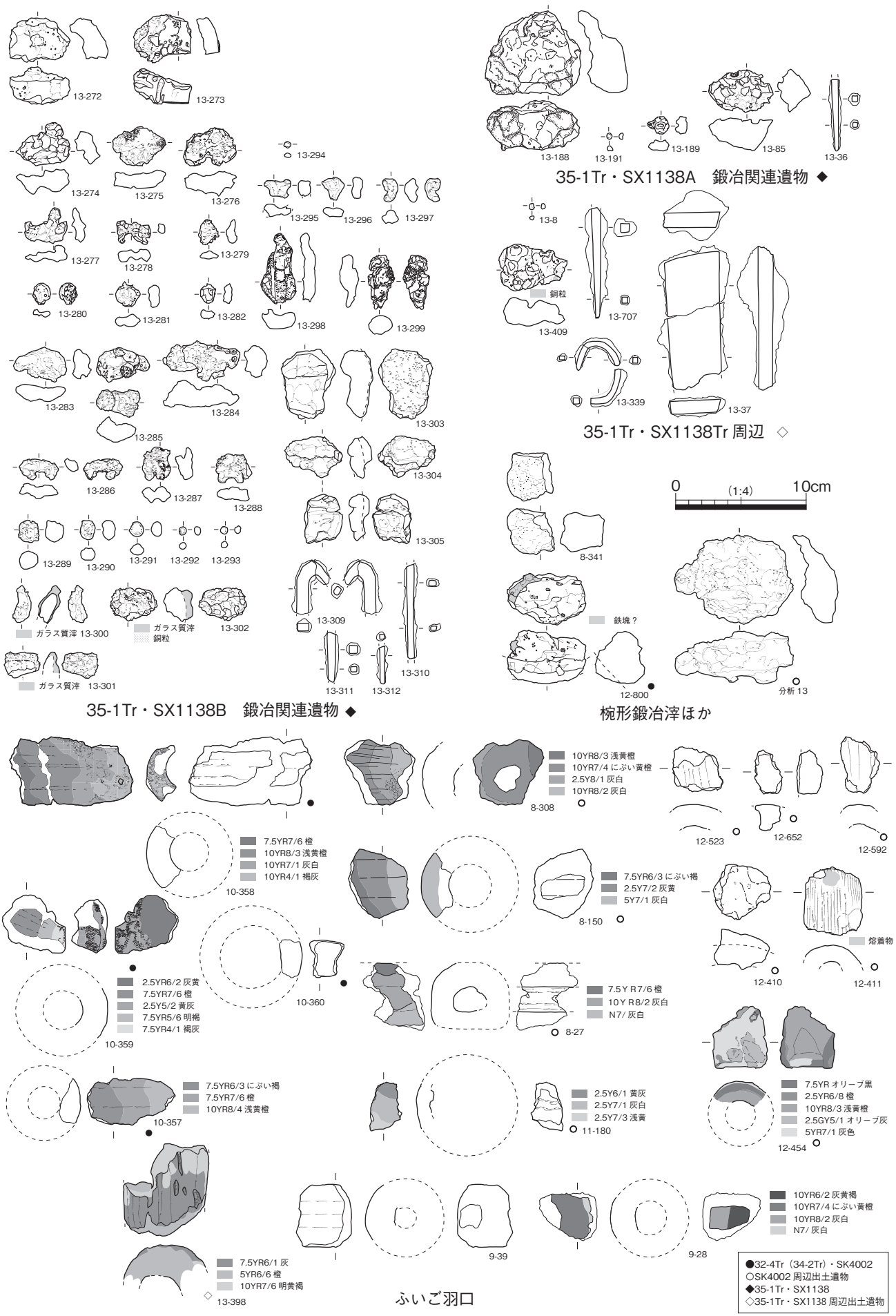

図 479　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　生産関連遺物 1

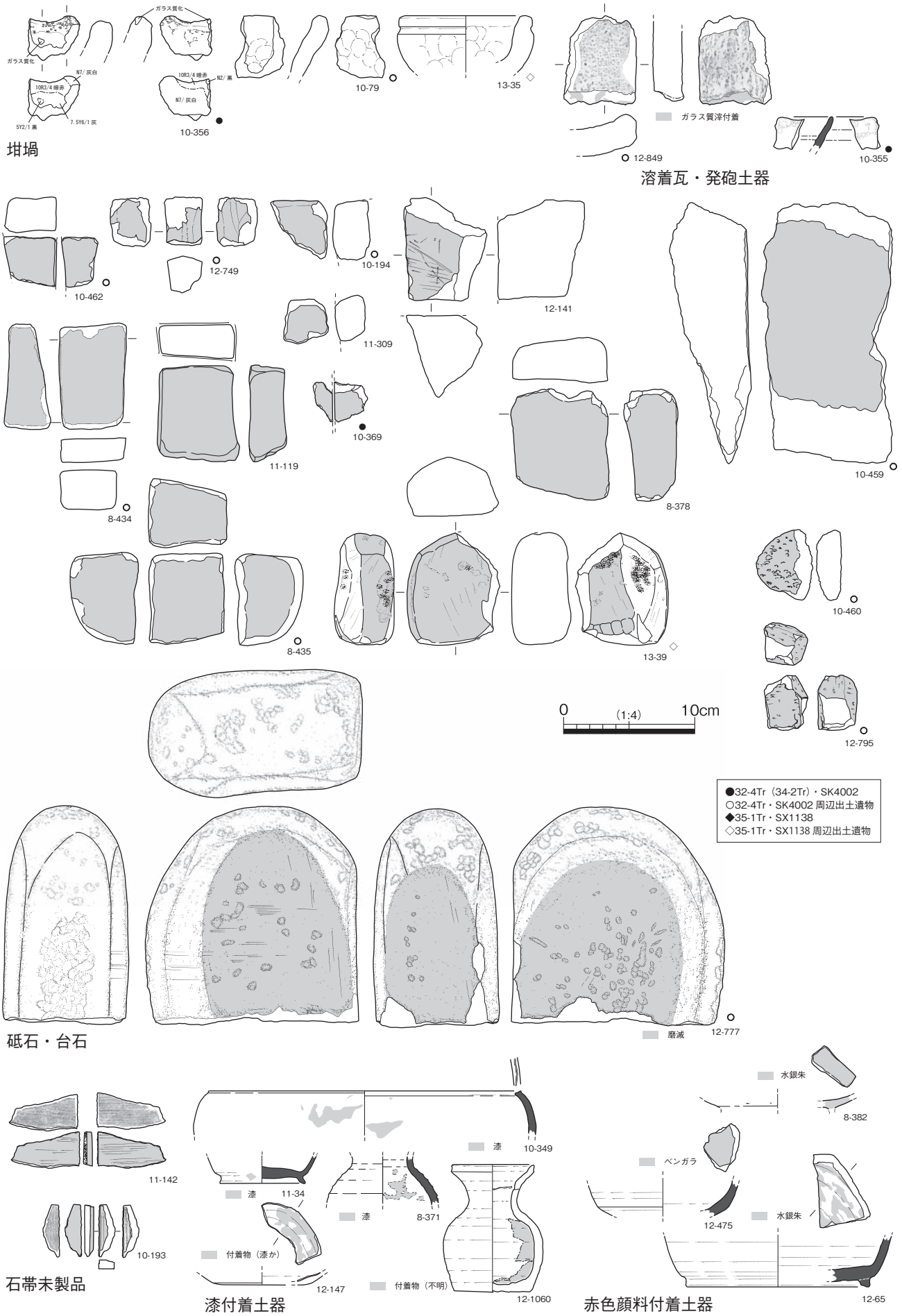

坩堝

溶着瓦・発砲土器

砥石・台石

石帯未製品

漆付着土器

赤色顔料付着土器

図 480　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　生産関連遺物２

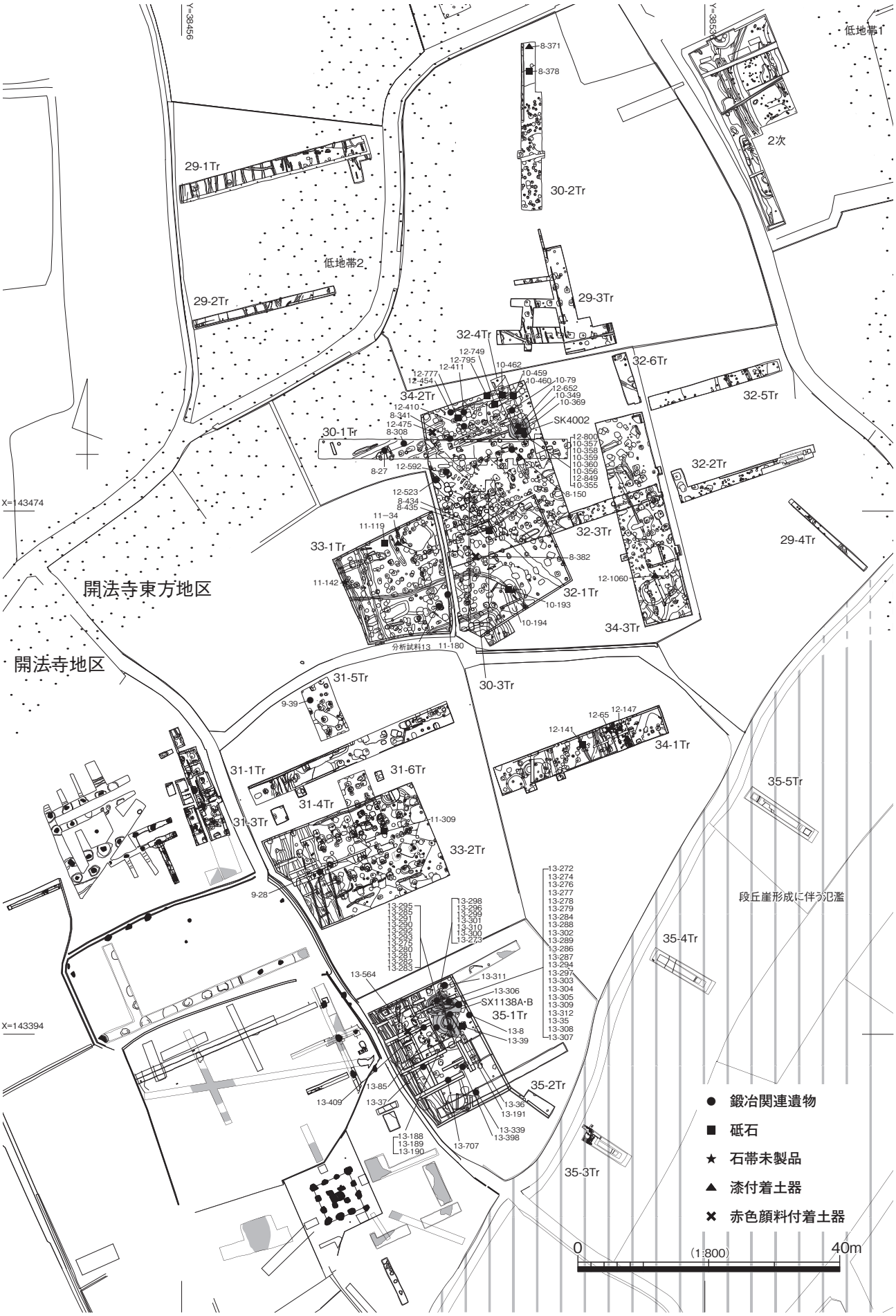

図 481　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　生産関連遺物　出土分布

（5）祭祀関係遺物

祭祀関係遺物は、仏教や神道系祭祀を中心に抽出したが、用途が不明な一群も合わせて提示し（図 482.483、表 46)、図 484 に各出土遺物分布を示した。

托関係では緑釉陶器托が挙げられる（1）。国産施釉陶器では類例に乏しいが近江産の可能性が高く、10 世紀中頃から後半に位置付けられる。12 世紀前半頃に廃絶した 33-2Tr・SE2003 下層から出土するが、井戸鎮め祭祀等に伴うものか、偶発的な混入かは判断できない。托上椀は２点の出土に留まる。２は底面を欠くが、黒色土器 B 類托上椀と考える。B ３群と考えた一群で、10 世紀後葉頃の所産と考える。３は土師器となる。底径約 14 ㎝に迫る大型品で、出土遺構からの時期特定は困難である。托・托上椀の分布に偏在性は認めない。４は瓦質焼成の獣脚である。脚部はく字形に屈曲し、切り込みで獅子の指先を表現する。香炉や盤などの獣脚付きの器と考えられ、近接した箇所から瓦質焼成の把手（５）も出土し、関連性が窺える。６は土師質の脚部で、つま先に切り込みを認めない（非偶蹄目類)。

ミニチュア土器（形代）は讃岐国府跡の他地点も含めて抽出した。多くは５期（11 世紀中葉から 13 世紀）に属する。カマドや足釜、小壷を認める。カマド（７）は手づくねで、鍔部の細部形状に至るまで正確に模される。９は黒色土器 B 類で、内外面にヘラミガキを認める。11 は精良な胎土が用いられ、表面は赤く発色する。13･14 は同一地点から出土し、形態も近似し、複数個体を用いた祭祀行為が想定できる。なお、国府津に隣接する丘陵に築かれた雄山５号墳の周溝からは、土坑内に底部を打ち欠いた吉備系土師器鍋で蓋をした状態でカマドと鍋が一体化したミニチュア品が出土しており（香川県教育委員会ほか 2000 ｂ、12 世紀後半頃)、国府との関係を想起させる。鍋の底面に煤痕を認め、火を用いた祭祀行為が行われたようだが、国府跡出土資料に被熱痕跡や煤痕は認められない。開法寺東方地区におけるミニチュア土器の分布に偏在性は認めない。なお、ミニチュア土器（羽釜）は飯野・東二瓦礫遺跡からも出土しており（香川県教育委員会 2018)、国府に限定される祭祀具ではないことを示す。

15 ～ 25 は須恵器坏である。平底の底部で底口縁部境に明瞭な稜を残しながら屈折し、端部を小さく、強く外反させた形態を呈し、18・22 の内面には不明内容物が付着し、23・25 の口縁部内面には煤痕を認める。城山麓の前池北窯跡に類例を認めるが（７世紀末から８世紀初頭)、国府では３期が最古出土例となる（８世紀前葉から中葉)。城山城の坂本バエと呼ばれる場所で同形態の須恵器坏が手づくねの土師器坏や土鈴とともに表採されており、(徳安正道所蔵資料、信里 2016 ａ)、何らかの祭祀行為に用いられた可能性を示唆する。出土分布では開法寺に隣接する 35-1 トレンチと 34-2 トレンチ周辺の２つのエリアに集中する。26・27・29 は土師器小坏・小皿である。いずれも 4-1 期に属する遺構ないし包含層からの出土となる（９世紀中葉埋没)。当該期には通有ではない器種で、器壁厚が厚く、底面には丁寧な手持ちヘラケズリが施される。26・27 は近接箇所からの出土となる（２次調査段状遺構、６層)。28 は黒色土器 A 類小坏である。内面には放射線状に丁寧なヘラミガキが施される。黒色土器 A １群に位置付けた資料で、4-1 期に帰属する可能性が高い。30 ～ 32 は須恵器水瓶、33 ～ 35 は須恵器壷である。肩部に突帯が巡り、広口壷ないし多口瓶と考えられる。西播系か。３点中２点が開法寺に隣接する 35-1 トレンチから出土しており、35-1Tr・SX1078 の性格や讃岐国内の多口瓶の出土が寺院に限られる状況を考慮すると、開法寺で用いられた可能性が高い。36 ～ 39 は小壷を一括した。36・37 は水滴の可能性も残す。38・39 は広口壷形態を呈し、後者の体部内面には漆の可能性もある不明内容物を認める。40 は瓦質羽釜である。口径 46 ㎝を上回る大形品で、口縁部外縁に丁寧なヘラケズリを認める。類例に乏しい。近世初頭埋没の溝からの出土となるが、同遺構には古代～中世の遺物を一定量包含する。

41 ～ 58 は鉄鉢タイプの鉢を一括した。須恵器、黒色土器があり、55 には把手が付く。３期ないし 4-1 期に属する遺構からの出土例が多く、主に８世紀から９世紀中葉に用いられたと考えられる。仏具という性格上、開法寺地区からの流入を想起させるが、出土分布に偏在性は認められない。63・64 は須恵器蓋である。63 は紐等をかけて固定するためと考えられる穿孔のある突起を認める。64 は径約 35 ㎝を測る大形の蓋で､2.5 ㎝程に復元できる円孔を認める。香炉の蓋か。

以上、開法寺東方地区出土の祭祀関係遺物は仏教的な色彩が強い托や托上椀、鉄鉢形態の鉢に開法寺との関係を窺わせるが、開法寺東方地区の全域に広がる分布や軒瓦が示す流入時期に先行する廃棄状況を考慮すると、本地区で用いた可能性が想定できる。ただし、開法寺地区での使用を想定する瓦塼が９世紀中葉以前に流入しており、すべての祭祀遺物が本地区で使用されたとは断定できない。

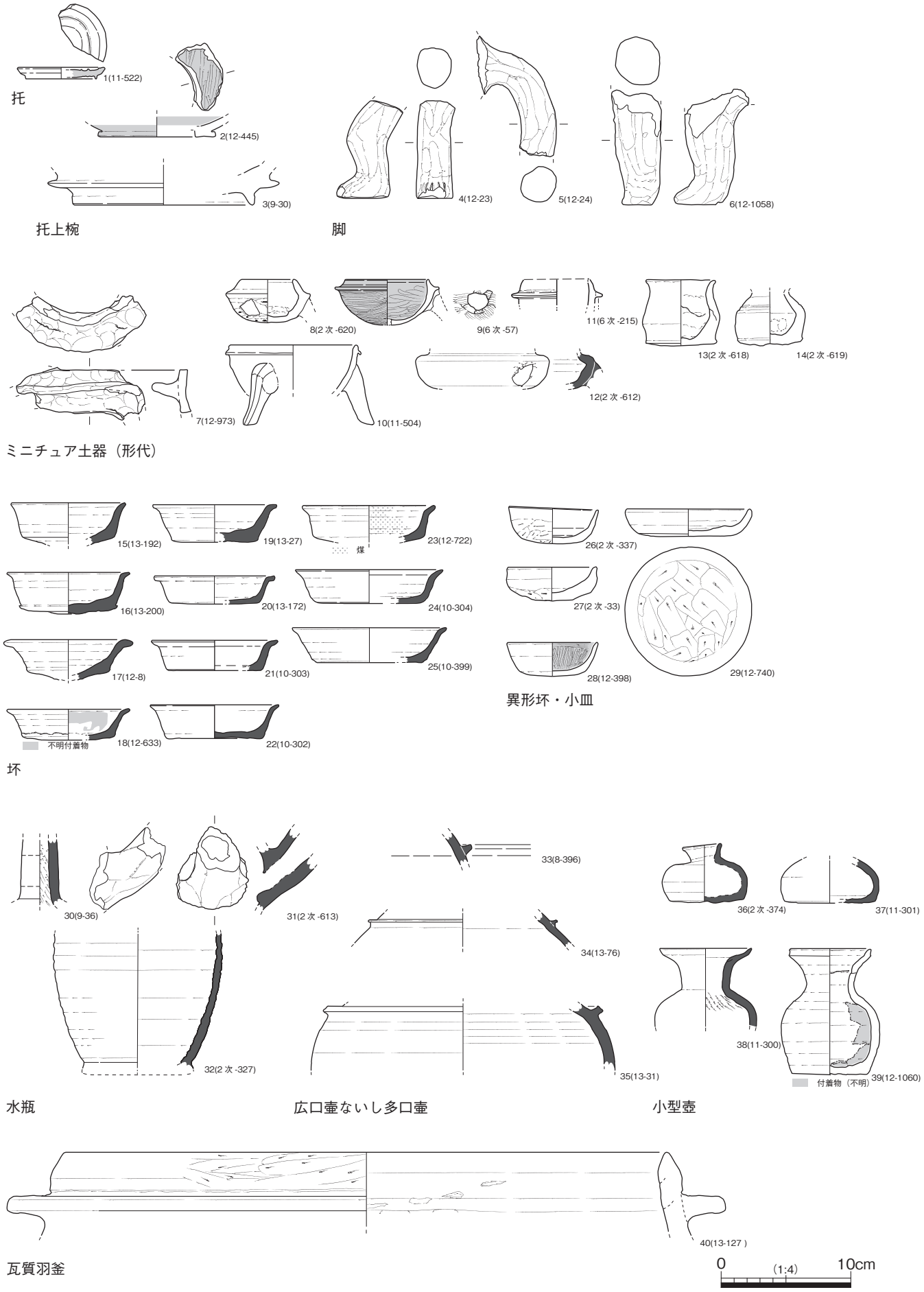

図 482　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　祭祀遺物 1

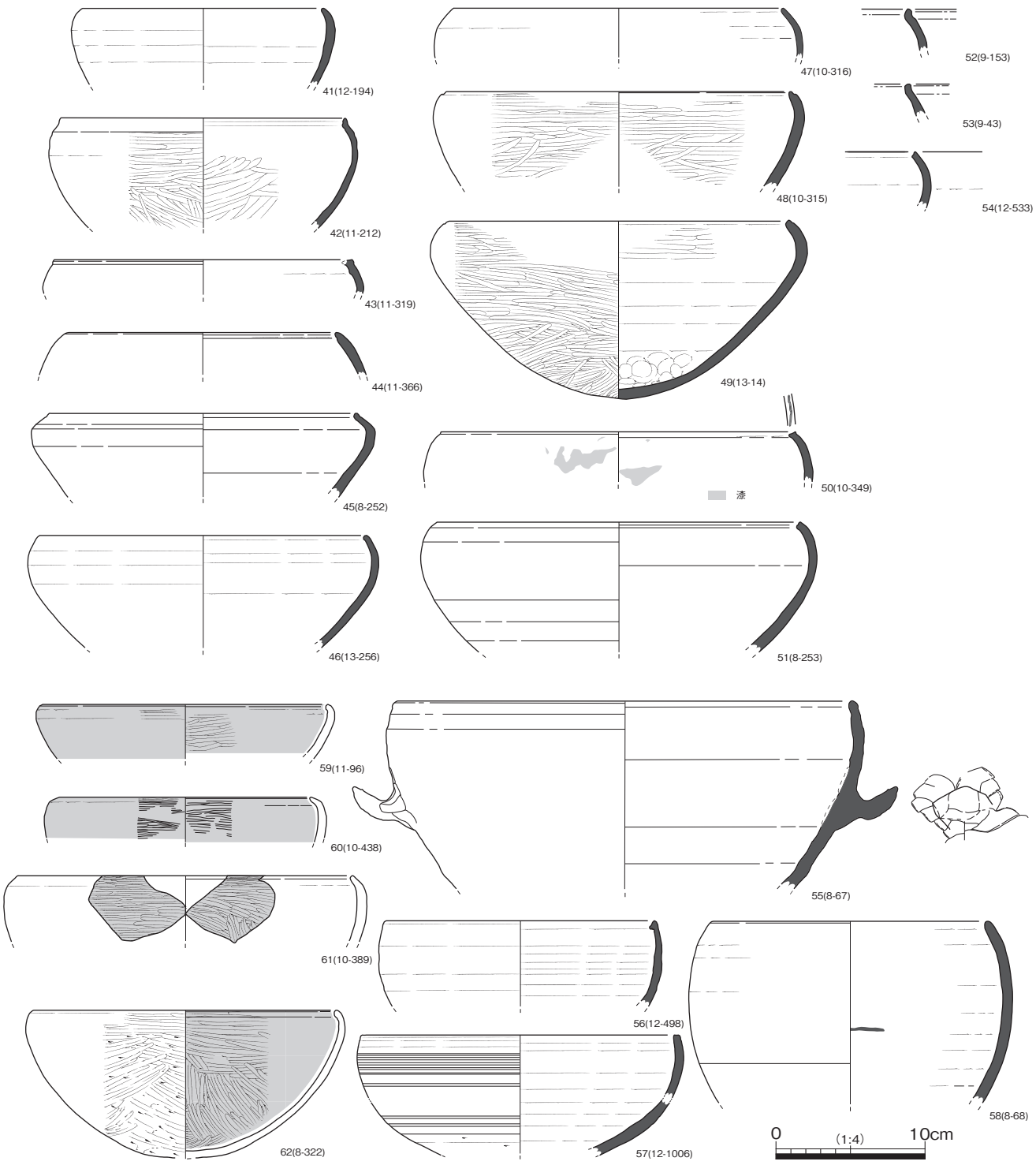

鉢（鉄鉢模倣）

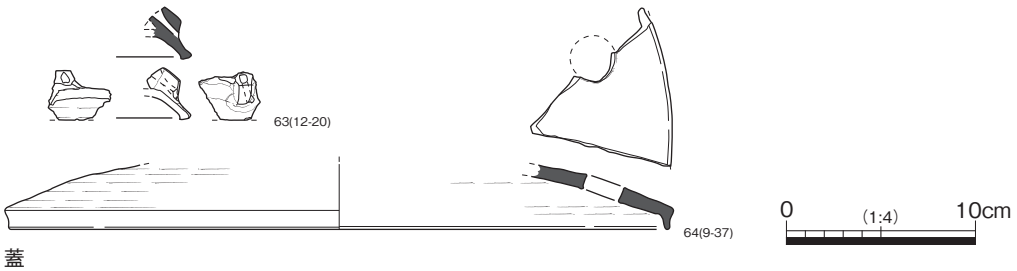

蓋

図 483　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　祭祀遺物２

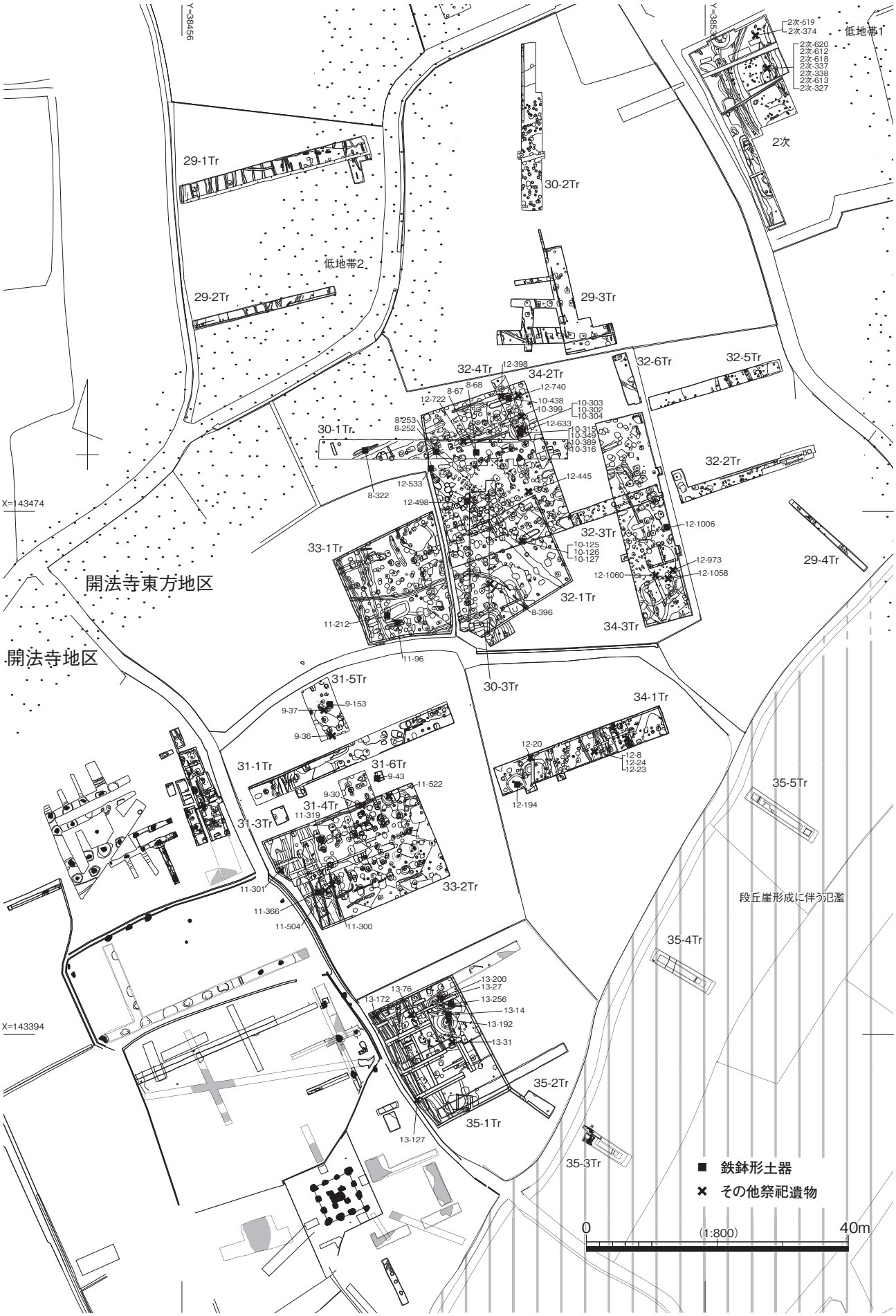

図 484　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　祭祀遺物　出土分布

（6）金属製品

銅製品

1（8-401）は銅銭である。神宮開宝である。鋳上がりは悪い。讃岐国府跡では皇朝十二銭は出土例に乏しい。2（12-1013）は金銅製龍頭である。詳細は事実報告を参照願いたい。龍頭は何かを吊り下げる装置に用いられるようで、類例では旗や衣蓋、小型仏像の天蓋を吊り下げた状況が想定できる（註14）。蛍光X線分析ではヒ素は確認できず、金とともに水銀が検出されており、金アマルガム法による鍍金が指摘されている（第6章第2節）。さらに、鉛同位体比分析では朝鮮半島との関連性が深い原料が使用されたと推測されている（第6章第3節）。3（8-342）は薄い銅板片である。変形が顕著なため、旧形状は判然としない。4（12-1106）は銅鋲である。六弁の花形鋲で、軸部は方形を呈し、先端部が針状に小さく突出する。軸部を含めて全面に鍍金が施される。全長1.9㎝、鋲最大幅1.3㎝を測る。出土遺構は9世紀後葉に帰属する。蛍光X線分析ではヒ素や水銀は検出されていない。5（10-207）は銅椀と考えるが細片であるため、詳細は不明である。龍頭や銅鋲は出土が極めて限られる資料であり、開法寺からの流入の可能性も否定できないが、国府としての在り方を反映するとともに、開法寺東方地区の性格を示唆する。蛍光X線分析ではヒ素が検出されており、国産銅の使用が推測できる（第6章第3節）。その他、細片が数点出土するが、器種等は不明である。

銅製品の分布は30-1トレンチ周辺に集中する傾向にあり、銅を溶解した35-1Tr・SX1138からはやや離れる。

鉄製品

鉄鏃、刀子、袋状鉄斧、鉸具、鉄釘、鉄塊、不明鉄製品を認める（図486.487、表47）。鉄鏃は先端が二股に分かれた形態を呈する（雁股型式、10-39.40）。刀子は一定量出土する。研ぎ減りを認める資料のほか（10-205）、11-312は木柄が遺存し、10-63は折り曲げた状態で検出した。図486の下段には鉸具の可能性が高い一群を抜粋した。出土点数は17点を数える。完存例はないが、方形ないし楕円形の環状に復原でき、9㎝前後と5㎝強ほどの一群に分類できるが、途中で屈曲を認める資料もあり（10-45、10-203）、細部形状は多様である。12-483は図の訂正は行えていないが、X線写真（写真図版74最上段）では図面の下端部が鉤状に屈曲しており、留め金具の可能性を残す。図487の上段には鉄釘を抜粋した。釘頭が方形ないし円形の釘頭を認める一群（A）、直角に屈曲させる一群（B）、鉤状を呈する一群（C）、肥厚させる一群を認め（D）、Aは9世紀後葉から10世紀初頭の34-2Tr・SB2033、B・Dは10世紀前葉から11世紀前葉の33-2Tr・SB2024からの出土となる。11-313・10-326は釘状の軸部の上端に環を設けたもので、先端は先細る。12-256は肥厚させた上端部に円孔を認める。8-34は折り曲げ鉄器で、器種は不明である（鉄鎌ないし鋤先か）。図487下段右は鉄塊状の鉄製品である。用途は不明である。

なお、10-326～330は近隣に鍛冶関連遺構の所在が推測される32-4Tr・SK4002から出土するが（8世紀前葉から中葉）、製作物か否かの判断はできない。同じく鍛冶関連遺構である35-1Tr・SX1138に近接する箇所から出土した鉄塊（13-37）は鉄素材の可能性を残す。

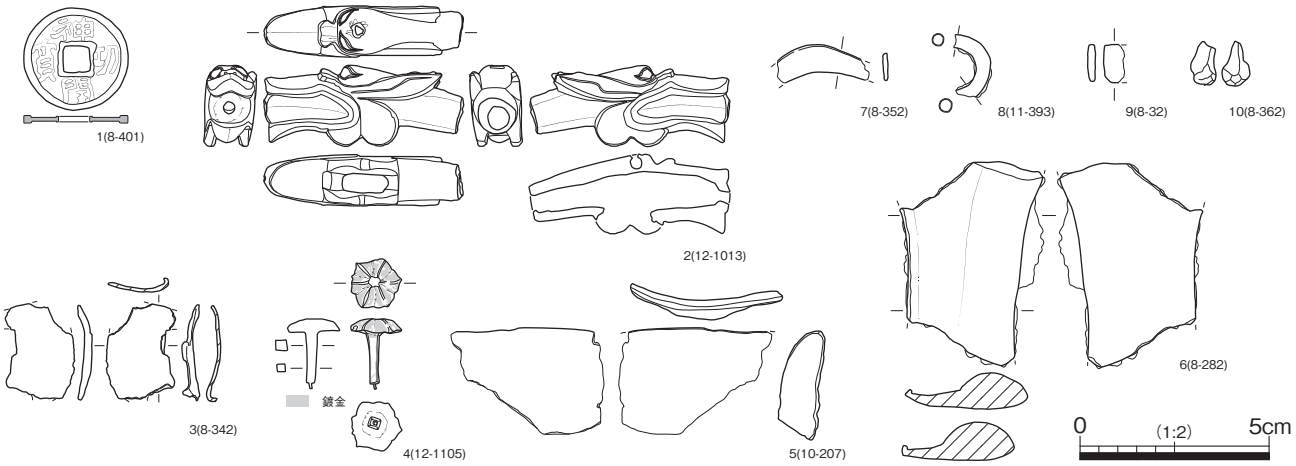

図485　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　銅製品

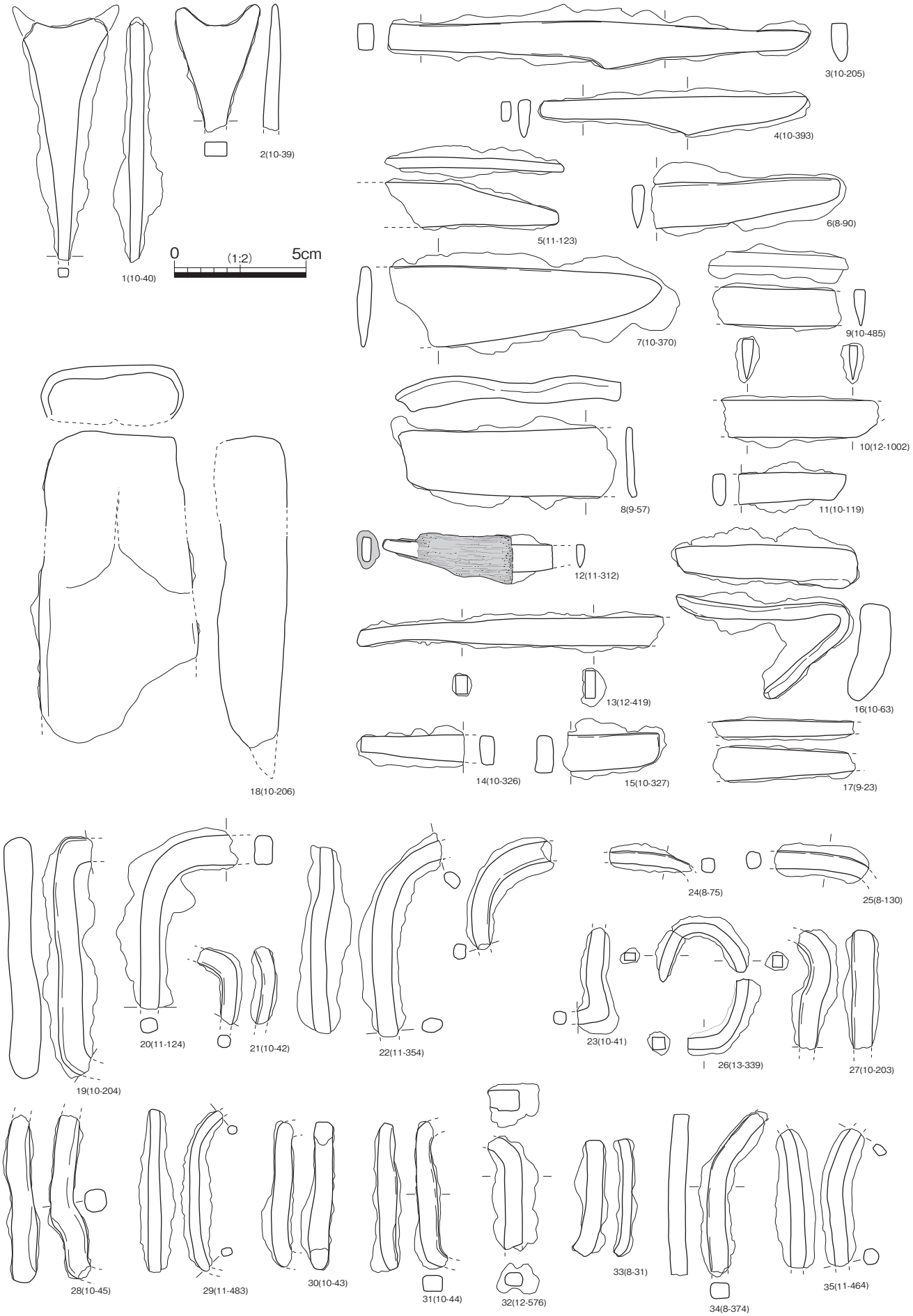

図 486　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　鉄製品 1

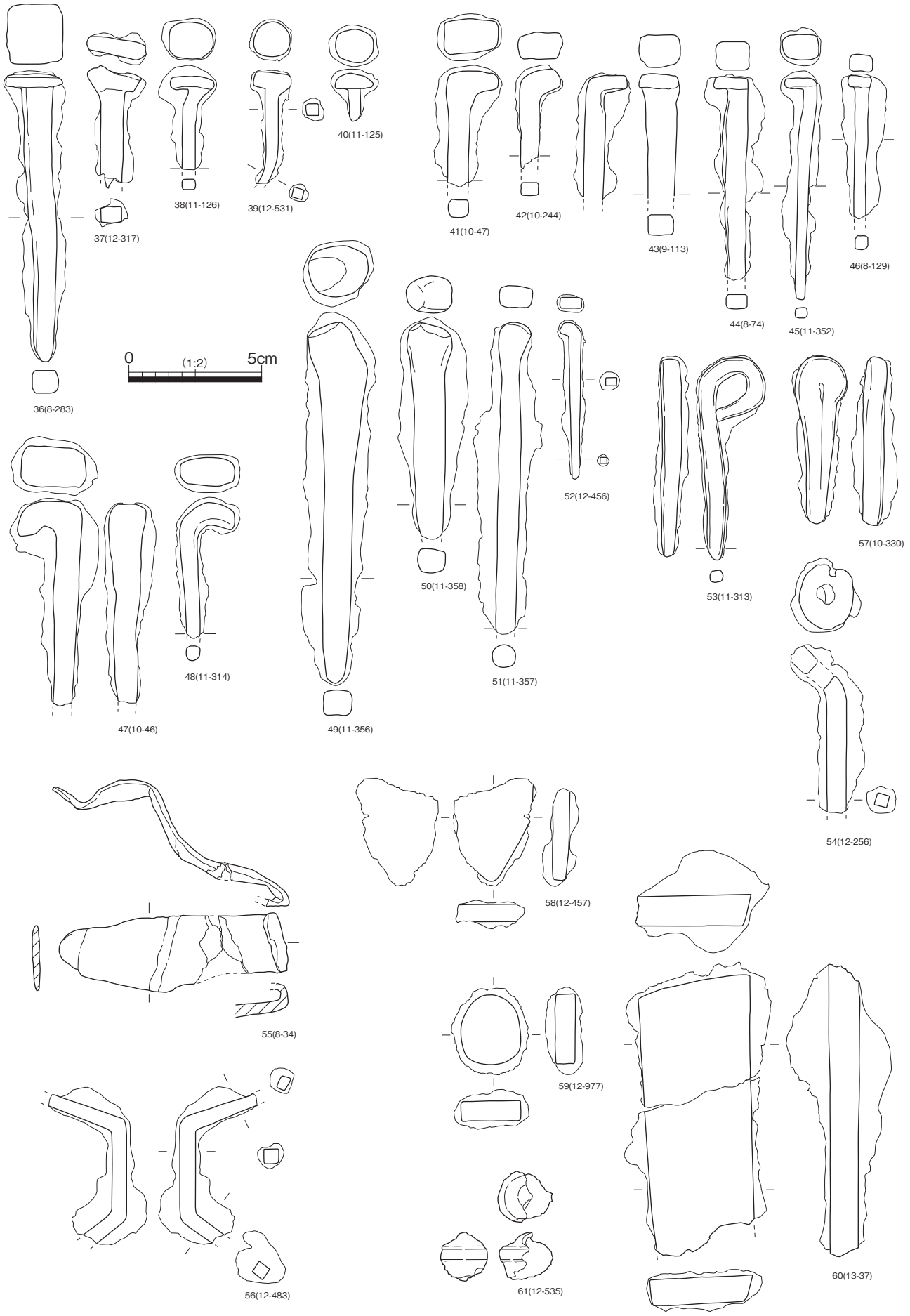

図 487　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　鉄製品２

（7）その他

石造物ないし基壇材

開法寺東方地区からは細片だが、平滑な平坦面ないし曲面を認める白色凝灰岩が多く出土し、細片は抽出し得ていないが、図化点数は54点を数える（表48.49）。図488では形状が判別できる一群、２面以上の平坦面を認める一群（直角・鈍角）、１面のみ平坦面を認める一群、曲面を認める一群、面を認めない一群に分けて提示した。石材は火山産の可能性を残す資料を少量認めるが、大多数は八栗産の白色凝灰岩となる（註28）。10-152は層塔笠部である。上面は２面の平坦が接する稜部分を７cm幅で帯状に突出させ、内面は内刳り構造を呈し、ノミ痕を多く認める。帯は下り棟を表現した可能性が高い。11-511には下り棟を表現した突出を認める。12-1147は上下の判別はできないが、図示した上面に断面がホームベース状の立方体が陽刻され、破損するが、立方体は平行配置される。下面は鈍角に屈曲する平坦面を認め（六ないし八角形）、連続するノミ痕列を２列認める。上面の立方体は屋根の丸瓦ないし軒の垂木を表現した可能性が高く、２列のノミ痕列は軒の垂木ないし丸瓦を表現したものかもしれない。13-702は八角形の平面形を呈し、上面に平行配置された立方体が剥落した痕跡を認め、裏面には刳り込みがあり、八角形の層塔笠部と判断できる。両者が一連の部材であれば、12-1147の立方体は丸瓦表現と理解できる。10-179は図面では上が側縁、中央が上面、下が内面となり、八角形の平面形を呈し、その稜部分を突出させ、内面は中空となる。内面には斜位のノミ痕を認める。層塔軸部か。13-163は磨滅が進行するが、直方体の隅角を面取りしており、層塔基礎部の可能性を残す。その他は部位の特定は困難だが、白色凝灰岩の多くは層塔の部材と判断できる。

出土遺構の帰属時期は、確実に層塔と判断できる石造物が4-3期となるが、３期に属する32-4Tr・SK4002から２点の出土を認め（10-324.325）、８世紀前葉から中葉以前の製作年代が想定できる。国内の古代の石造層塔は数が限られ、20例ほどの類例が集成される（松田・海邉2009）。いずれも寺院や神社からの出土となり、官衙遺跡からの出土は確認できず、開法寺地区からの流入が想定でき、開法寺池から採集された石造仏頭が八栗産である点もそれを支持する。一方、出土遺構の埋没時期は4-3期が多いが、３期や4-1期（８世紀後葉から９世紀中葉）からも一定量出土し、軒瓦で確認した4-3期における開法寺瓦の多量流入とは異なる埋没時期を示すため、白色凝灰岩片のすべてが同一時期の層塔ではない可能性、瓦塼や祭祀遺物が示す９世紀中葉以前の開法寺地区から流入の可能性も想定できる。なお、被熱痕を認める個体を多く認め（図488では網トーンで被熱箇所を表示）、破損部にも煤が付着する。10-325以外はすべて4-3期以降に帰属する遺構からの出土となり、10世紀中葉の大規模な火災との関係を想起させる。

灯明具

５期（11世紀中葉から13世紀）の特徴的な遺物として灯明具と考えられる資料がある（佐藤2012・2016ｂ、表50）。開法寺東方地区では出土数が限られるため、図489上段では讃岐国府跡の他地点の出土資料で補完したが、燭台形土器と呼称される特異な資料である。円筒形の軸部上部に皿状の受けを付けた土器で、受皿から軸部まで小孔が貫通する。軸部は手づくね成形を基本とし、指オサエが明瞭に残るが、ケズリやナデ調整で面取りをする個体も認める。受け部に油煙が付着する資料があり（9次-7）、小孔に鉄心を差し込み、蝋燭立てとして使用した可能性が高い。讃岐国内では類例はなく、現時点では讃岐国府跡のみで確認できる。

また、土師質土器坏や小皿を転用した灯明皿も多く認める（図489）。煤の付着状況は端部のみ、見込みほぼ全面、見込み周縁、見込みに径２～３cm程度の非煤痕範囲が点在する等、多様であり、口縁部や外面の付着状況を加えると、より複雑となる。坏の形態や帰属時期と煤付着状況の関係は不明瞭だが、12世紀前後に属する坏（図489中段右端列）は口縁端部に点的に付着する傾向にある。時期的には５期に帰属する遺構からの出土例が多いが、それに先行する4-3期（10世紀前葉から11世紀前葉）にもわずかに認める。一方、35-1Tr・SX1078は12世紀後半頃の開法寺（の一堂宇の）廃絶に伴って多量の瓦を廃棄した遺構だが、５期に属する坏に混じり（13-453・454）、10世紀中葉頃の灯明具に転用した坏を一定量認め（13-422～448）、開法寺でも開法寺東方地区と同様に、灯明具が普及する５期以前に灯明具の使用が行われたことが窺え、35-1Tr・SX1078からは須恵器坏・椀に煤痕が付着した資料も認める。讃岐国内での灯明具は、寺院を除くと、都市的な場所とも評価できる浜ノ町遺跡や伊勢町遺跡などの港町において13世紀末頃から普及するが、讃岐国府跡の事例は先駆的な使用例と評価できる。

図 488　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　白色凝灰岩

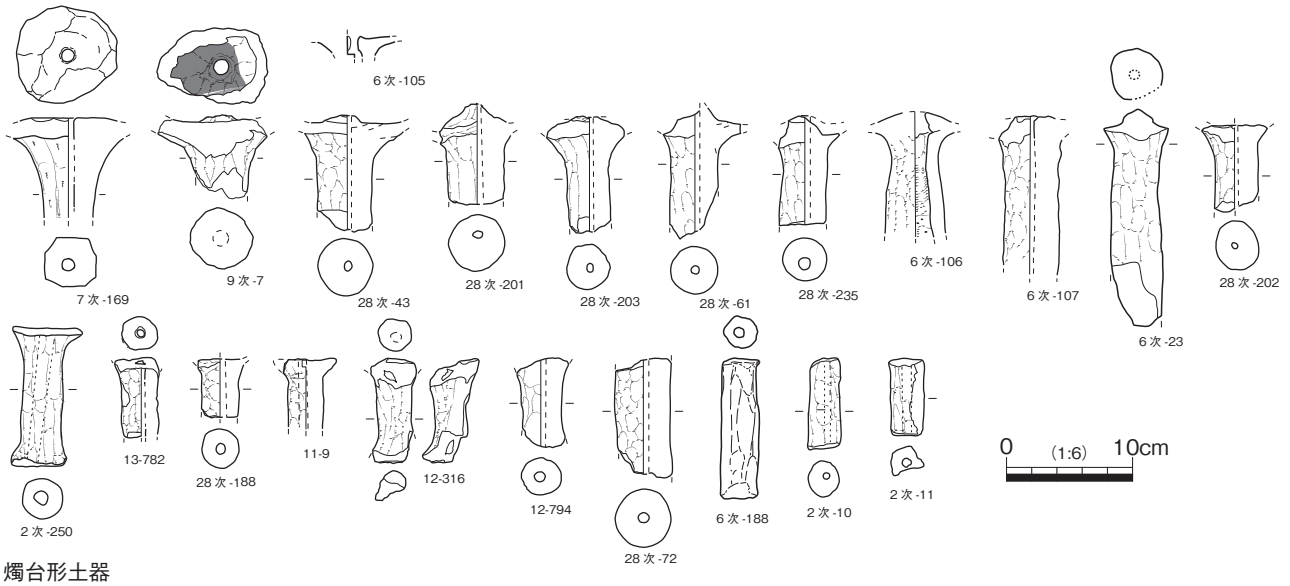

燭台形土器

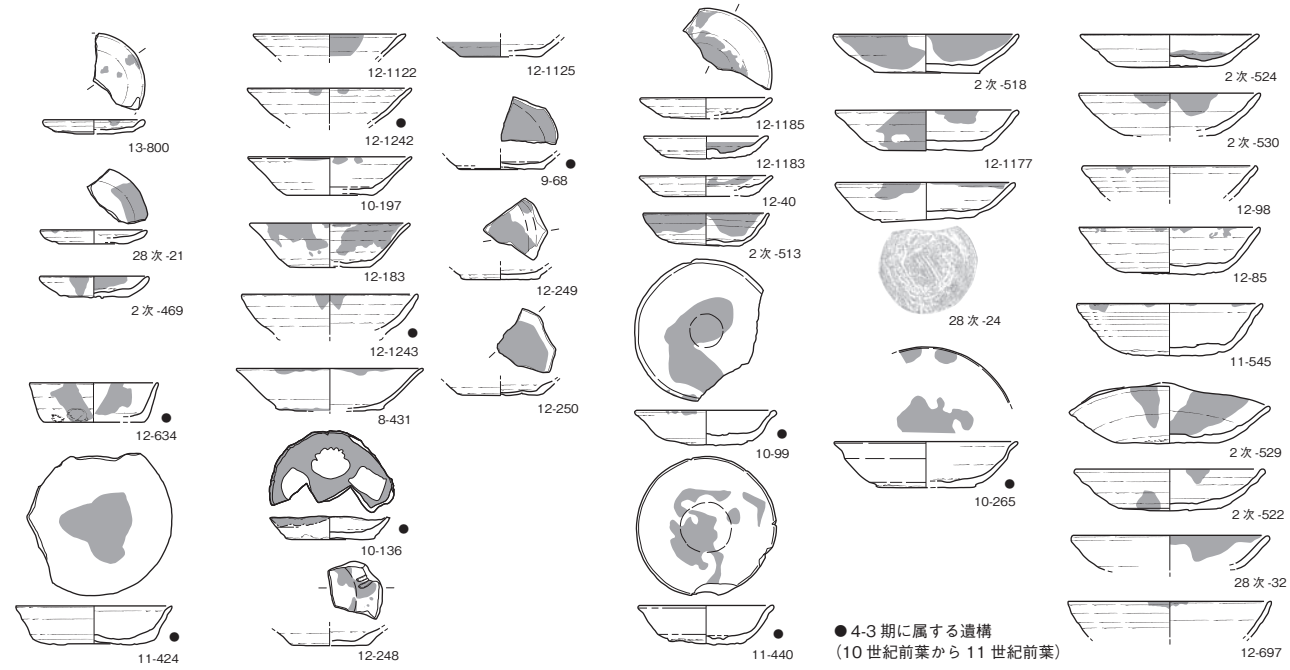

小皿・坏転用

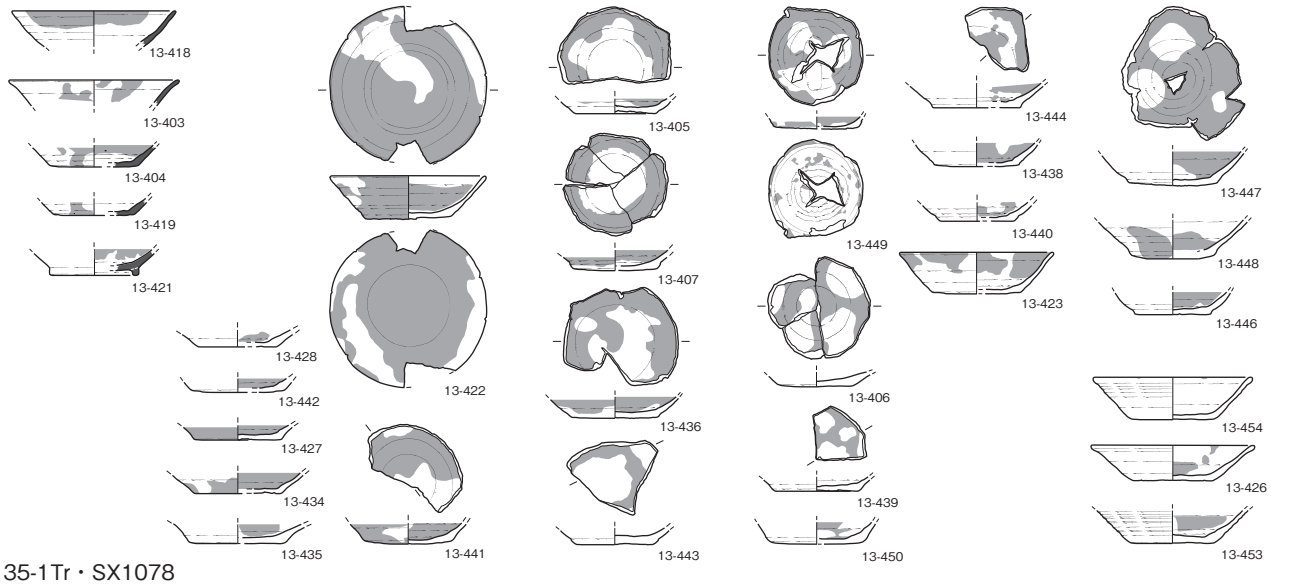

35-1Tr・SX1078

図 489　讃岐国府跡（開法寺東方地区）　灯明具

第３節　官衙・集落遺跡との比較

（1）讃岐国内の官衙・集落遺跡との比較

①遺構　－建物類型・密度・規模、継続期間を中心に－

既に開法寺東方地区の建物群と讃岐国内の集落・官衙遺跡の比較を目的とした建物配置（集落類型）、規模や遺構密度の比較検討がなされており（信里 2018）、本稿では信里の基礎作業を再提示するとともに、データに基づき、讃岐国内の集落における開法寺東方地区の建物群の位置付けについて検討する。

集落類型（図 490 ～ 492）

集落は１～８類に分類されており、以下信里の集落分類について要約する。1 類は大型建物を中心に対称的な建物配置や柱筋や棟通りの厳密な一致を認めるもので、官衙遺跡と評価される類型に相当する。主要な建物群は溝や柵列で囲繞される。２類は数棟の大・中型建物が広場を中心にロないしコ字形を意識した状態で集合する類型であり、官衙的とされるものに近い。一部に柱筋や棟通りが一致する箇所がみられるが１類ほど厳密ではなく、対称的な配置がやや簡略化された一群。一部に柵・溝等の区画施設を認めるが、完周事例は確認できない。大型建物の有無や、建物配置状況（広場の明示度）から、２Ａ類と２Ｂ類に細別できる。３類は広場を中心に直列・並列配置された建物が緩やかに集合する形態で、大型建物は原則含まれない。建物は個別の配置に２類や５類の影響が想定できるが、２類程広場は明確ではなく、建物は周縁へ向かって漸移的に配置される。４類は広場を意識せず、20 ～ 30 ㎡の中型建物が集合する形態である。建物配置は部分的な直列・並列・直交配置など様々なものを含み、主屋は明確ではない。５類は広場を意識せず、建物が桁行方向で直列配置される類型で、建物列は複数列に及ぶ場合もある。大型建物を含むものを５Ａ類、大型建物が含まれないものを５Ｂ類に細別できる。６類は広場を持たず、大型建物が並列・並置される類型。大型建物には廂や床束をもつものが多くみられる。２～３棟の大型建物を中心に数棟の副屋とみられる小型建物がコンパクトに配置される。７類は主屋とみられる大型建物１、２棟に対して副屋の小型建物１棟で構成される類型である。現時点では検出例は限られるが、主屋と副屋の関係が明確に表れたものとして設定されている。８類は中・小型建物２～４棟が１単位となり、一定規模の空間に散在する類型であり、集落によっては単独で存在し最小構成単位になる場合があるが、２～６類に付随して確認されることも多い。

また、各類型の消長と系譜関係は図 492 の下段に転載した（信里 2018）。要約すると、７世紀中葉には２Ａ類が出現し、遅くとも７世紀後葉には１類が現れるが、２Ａ類の存在を重視すれば、１類は７世紀中葉に遡る可能性も否定できない。２Ａ類は 10 世紀前葉まで継続しながら、簡略化した２Ｂ、５Ａ・Ｂ類をそれぞれ生み出す。３類は７世紀中葉以降の長期間存続する類型で、７世紀中葉以前の集落形態に１類や２類の広場や部分的な建物配置の影響を一部に受けつつ成立・継続した可能性が想定される。４類は積極的に１類、２類の影響関係は想定し難く、７世紀前葉以前の集落形態との関係で検討を進める必要がある。６類は９世紀中葉を上限とする類型であり、廂付大型建物の存在を重視すれば１類との影響関係を想定できるが、建物配置や規格性、主屋的な大型建物に床束をもつ点は大きく異なる。現状では部分的に１類の影響を受けつつ、９世紀中葉を初現とする新たな類型と考えられている。７類は６類に併存した大型建物が絞り込まれ主屋が明確化するもので、西村遺跡の事例から両者は強い系譜関係にある。８類は小規模散在型として一括したことや、各類型に付随する類型となる。なお、信里は開法寺東方地区の建物は２期、３期、4-1 期、4-2 期、4-3 期ともに１類とするが、前節で示したように、２期の建物群は１類に比して規格性がやや低く、本稿では２類と捉えた。３期は後世の建物重複が激しく、建物の全体像は判然としないが、大・中型建物が広場を中心にロないしコ字形に配置されており、１類ないし２類と判断した。

信里により提示された集落ごとの集落類型の時期変遷を図 493 にまとめ直した（開法寺東方地区２・３期の類型は変更）。１類は讃岐国府跡と稲木北遺跡に限られ、後者は多度郡衙の可能性が高い。注目すべきは讃岐国府跡（開法寺東方地区）の継続性である。１期の建物は確認できないが、２期以降、１類ないし２類が途切れることなく継続する。讃岐国内の郡衙確認例は限られるが、多度郡衙と考える稲木北遺跡は８世紀前葉から中葉（香川県教育委員会ほか 2008）、その前身の可能性が高い生野本町遺跡は７世紀末から８世紀初頭に帰属し（香川県教育委員会 1993、佐藤 2003）、少なくとも多度郡衙は８世紀後葉以降、実態が不明となる。移転した可能性も残すが、讃岐国府の継続性と

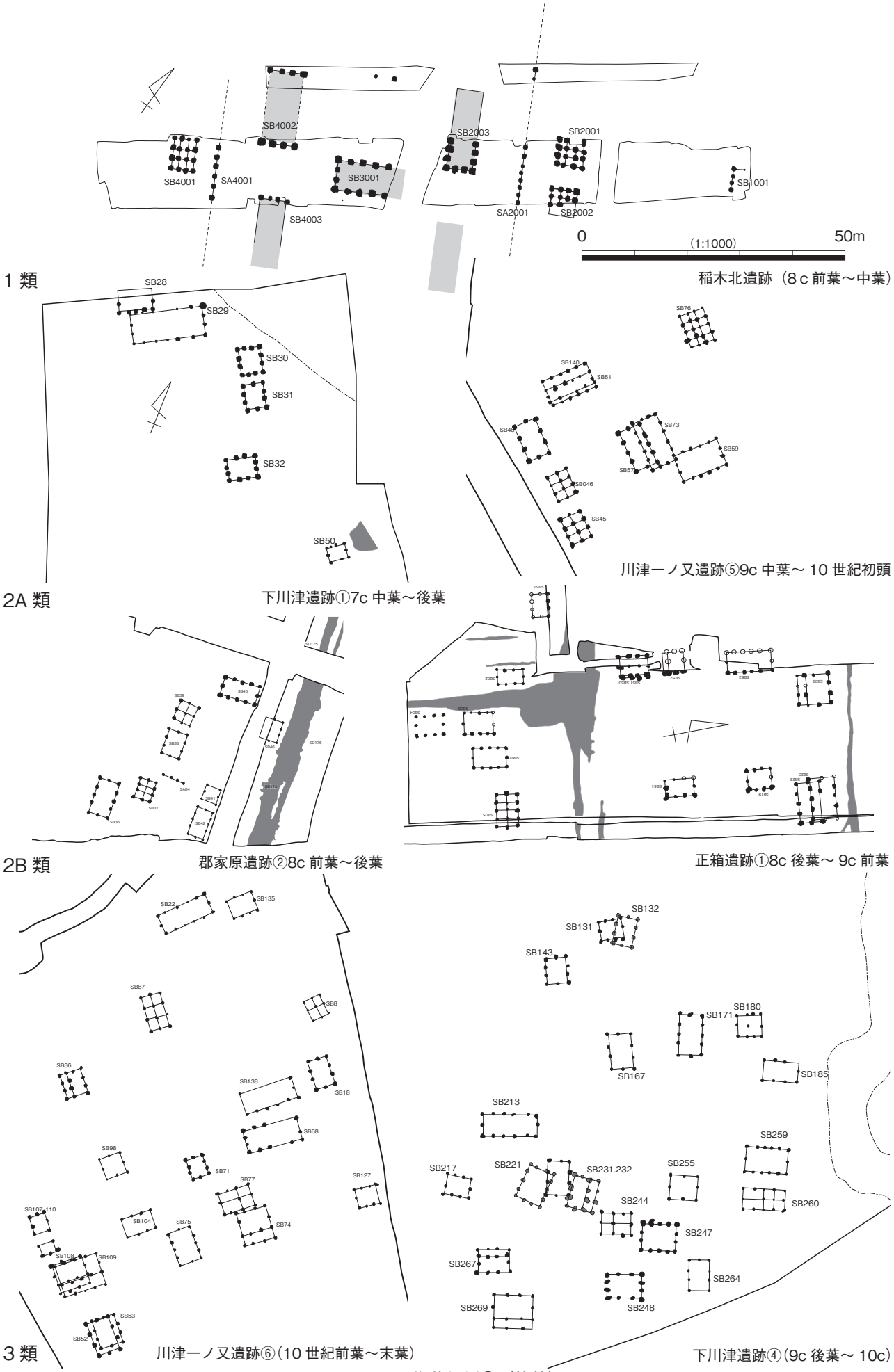

図 490　集落類例①（抜粋）

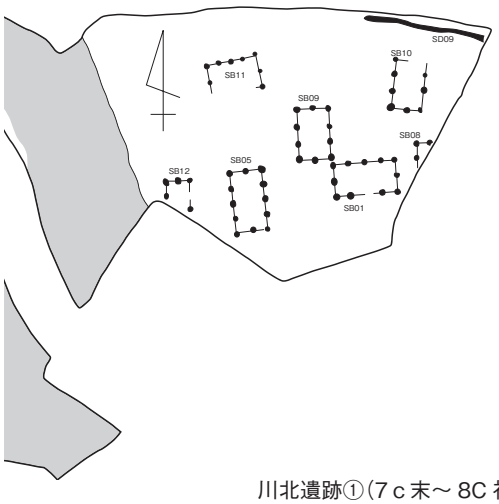

川北遺跡①（7ｃ末～ 8C 初頭）

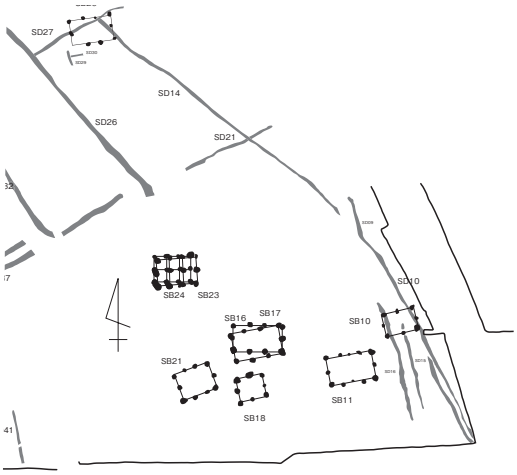

稲木遺跡 B 地区②（7ｃ中葉～後葉）

4 類

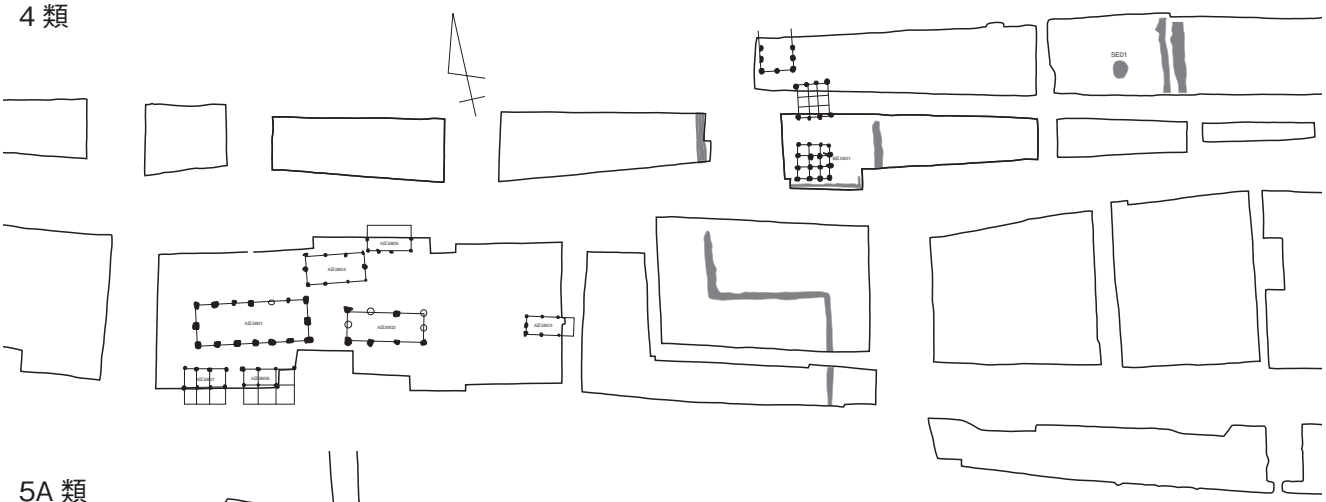

前田東・中村遺跡②（8 世紀中葉～末葉）

5A 類

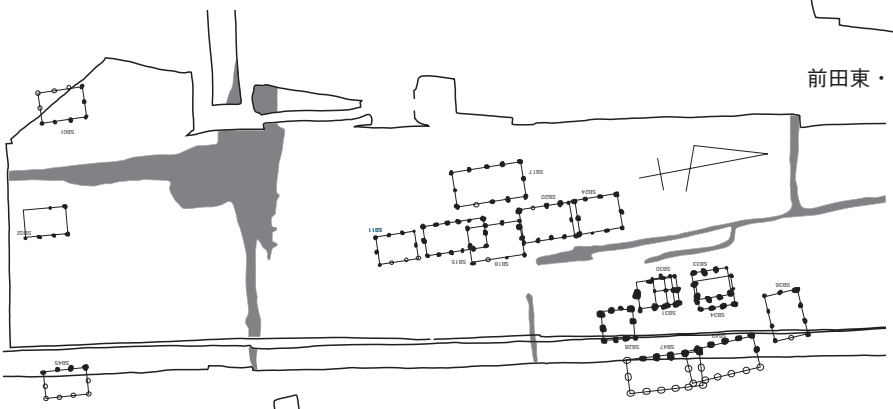

正箱遺跡②（9ｃ後葉～ 10ｃ前葉）

5B 類

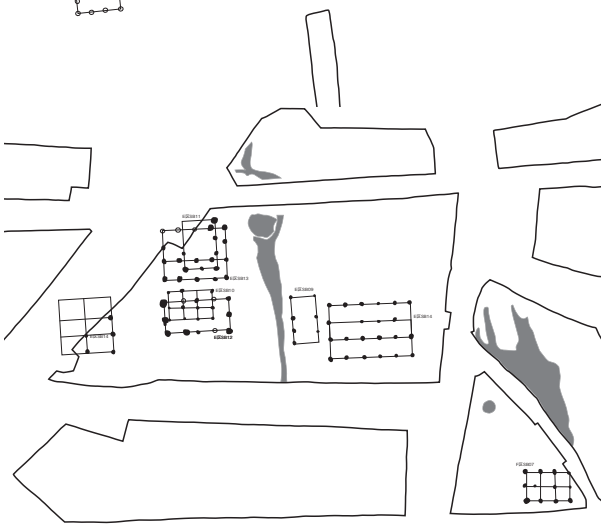

前田東・中村遺跡⑤（10c 中葉～ 11 世紀前葉）

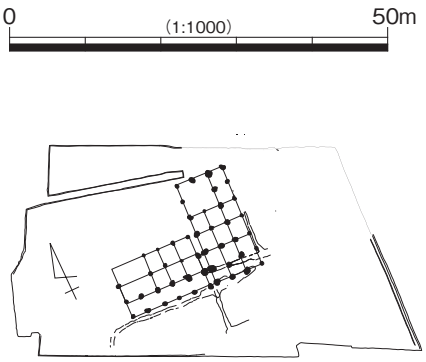

西村遺跡①（10c 中葉～ 10c 後葉）

6 類

図 491　集落類例②（抜粋）

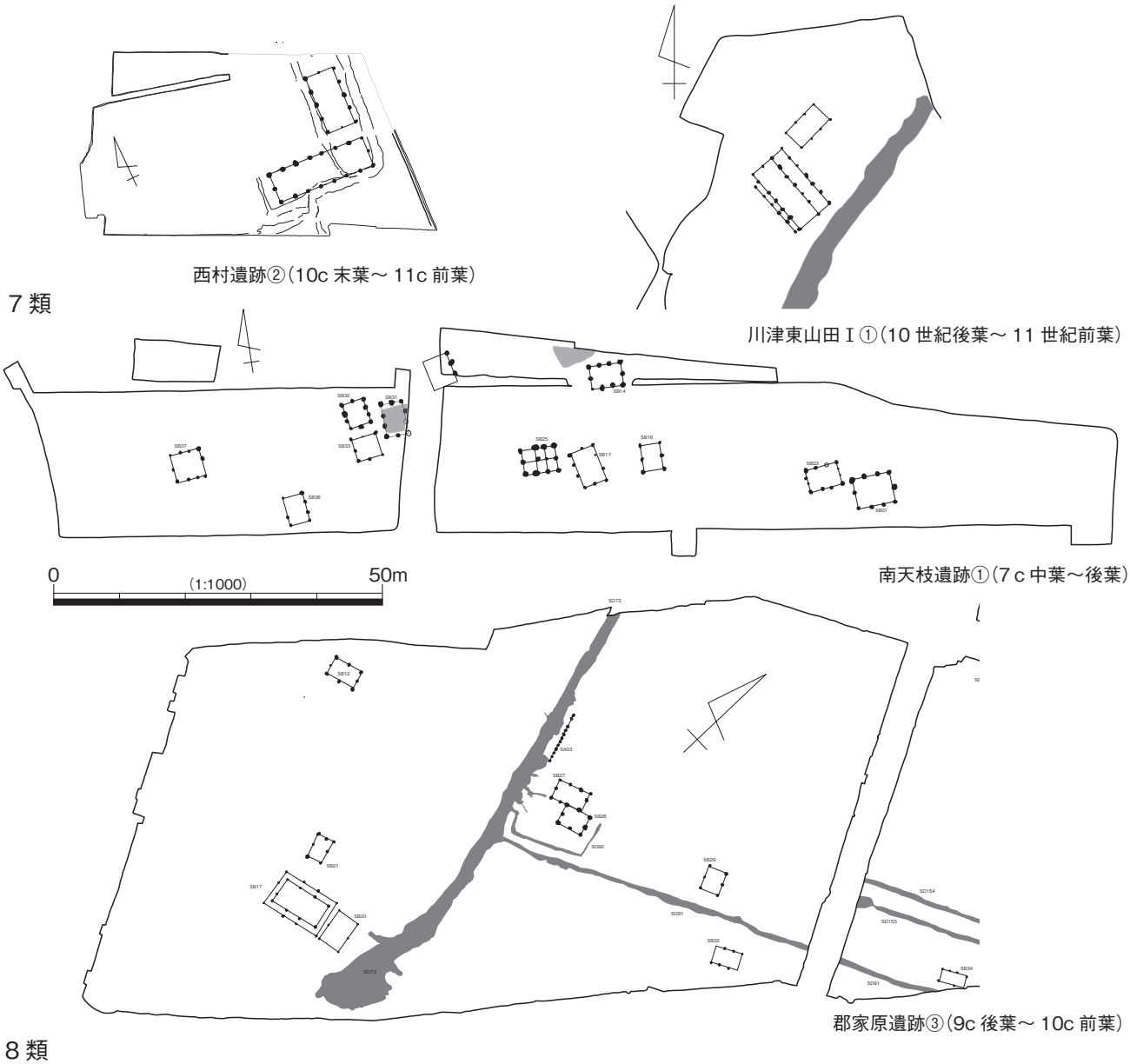

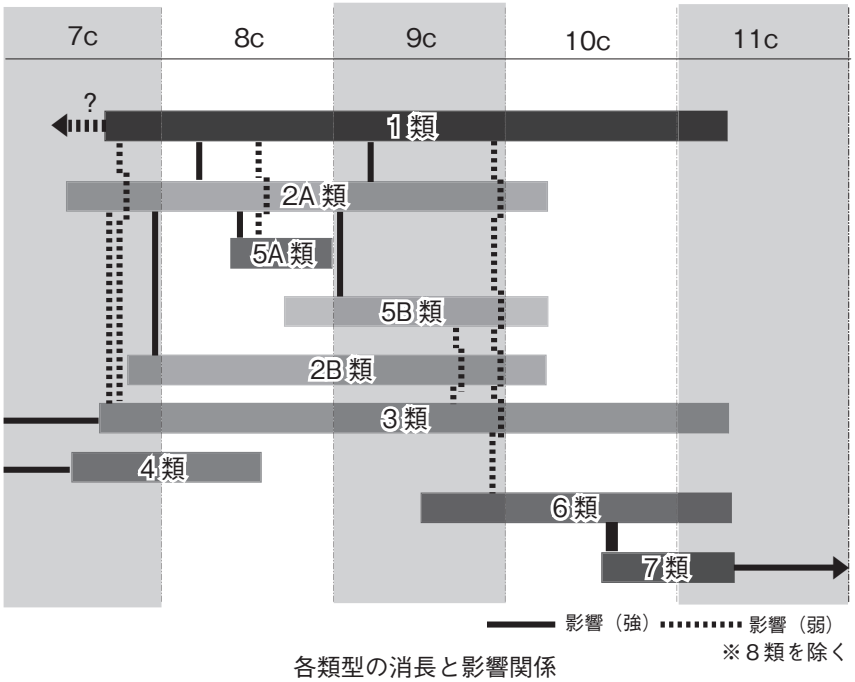

各類型の消長と影響関係

図 492　集落類例③（抜粋）

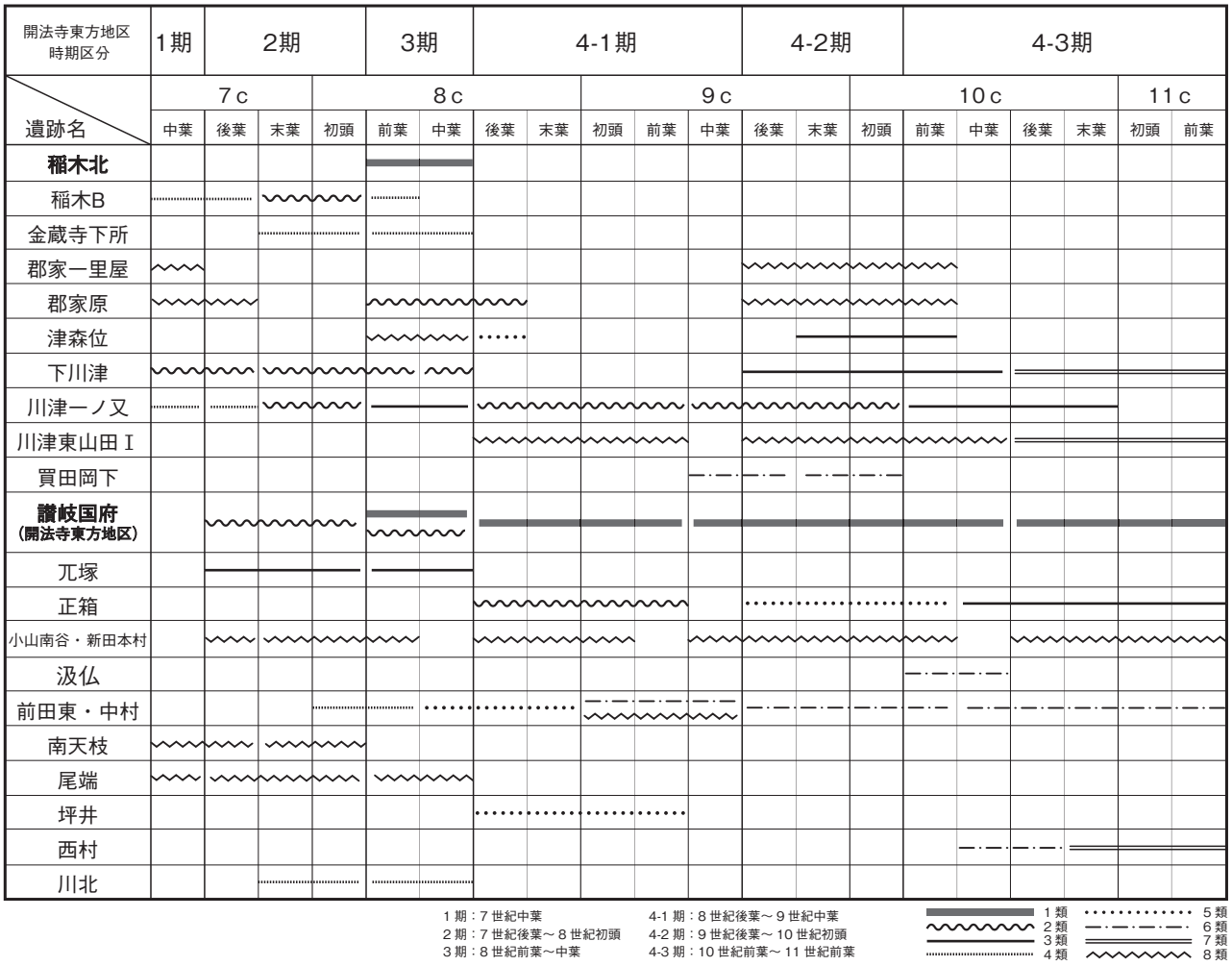

図 493　讃岐国内の主要遺跡の消長と建物類型

は対照的なあり方を示す。また、継続性を認める集落に川津一ノ又遺跡、前田東・中村遺跡、小山・南谷遺跡と新田本村遺跡がある。前２者は天平勝宝４年（752 年）に東大寺封戸に施入された川津郷と宮処郷に所在し、前田東・中村遺跡は東大寺封戸の管理施設の可能性も指摘され（香川県立ミュ 2017）、屋嶋城の麓に位置する小山・南谷遺跡と新田本村遺跡は屋嶋城の管理集落の可能性が指摘され（藤好 1997）、いずれも一般集落とは異なる集落の性格が想定できる。８世紀後葉以降継続する正箱遺跡も近接する兀塚遺跡とともに、中間郷に設定された東大寺封戸に関連した集落の可能性が想定できる。これら継続性の高い集落は時期によって性質変化はあるが、特異な要因で形成された集落が主となる。その他多くの集落は継続性を認めず、８世紀後葉以降の集落数も限られるが、一定期間の空白期を経て、９世紀後半頃に再出現する集落もある。主水源となる出水の脇に大型建物を配置する郡家原遺跡や灌漑用水路沿いに展開する下川津遺跡などを典型とし、地域の再開発に伴って新たに出現した集落と考えられる。継続性の高い集落も当該期に集落経営者が変化した可能性が高い。

以上、讃岐国内の集落との集落類型や継続性の比較では、讃岐国府跡（開法寺東方地区）の継続性が際立ち、かつ１類ないし２類の集落類型が連綿と続く点も国府としての性格を反映する。

遺構密度（図 494）

遺構密度を比較するため、信里によって提示されたデータに基づき、開法寺東方地区の時期区分別に各遺跡の集落類型及び遺構密度を一覧化した（図 494）。信里既提示内容との差異は、開法寺東方地区の調査進展に応じた数値の修正、２・３期の開法寺東方地区の集落類型の変更及び２期遺構密度を建物等構成柱穴に限定した数値への変更となる。

遺跡が展開する微高地調査面積に占める該期の遺構密度は１％未満の集落が多く、古代集落の遺構密度の標準数値を示す。２％を超える集落は限られ、官衙の讃岐国府跡や稲木北遺跡（多度郡衙）、前述した川津一ノ又遺跡といっ

時期	遺跡名	微高地調査面積（㎡）
1期	稲木B①	5,728
	郡家一里屋①	19,198
	郡家原①	14,896
	下川津①	58,055
	川津一ノ又①	172,667
	小山南谷・新田本村①	7,330
	南天枝①	3,385
	尾端①	4,467
	尾端②	4,467
2期	稲木B②	5,728
	金蔵寺下所①	6,616
	下川津②	58,055
	川津一ノ又②	172,667
	讃岐国府①	1,796
	兀塚①	3,610
	小山南谷・新田本村②	7,330
	南天枝②	3,385
	川北①	5,561
	前田東・中村①	29,271
3期	**稲木北**	1,614
	稲木B③	5,728
	金蔵寺下所②	6,616
	郡家原②	14,896
	津森位①	1,764
	下川津③	58,055
	川津一ノ又③	172,667
	讃岐国府②	1,796
	兀塚②	3,610
	尾端③	4,467
	川北②	5,561
	前田東・中村②	29,271
4-1期	津森位②	1,764
	川津一ノ又④	172,667
	川津東山田Ⅰ①	7,262
	買田岡下①	5,060
	讃岐国府③	1,796
	正箱①	4,665
	小山南谷・新田本村③	7,330
	前田東・中村③	29,271
	坪井	5,187
4-2期	郡家一里屋②	19,198
	郡家原③	14,896
	津森位③	1,764
	下川津④	58,055
	川津一ノ又⑤	172,667
	川津東山田Ⅰ②	7,262
	買田岡下②	5,060
	讃岐国府④	1,796
	正箱②	4,665
	小山南谷・新田本村④	7,330
	前田東・中村④	29,271
4-3期	下川津⑤	58,055
	川津一ノ又⑥	172,667
	川津東山田Ⅰ③	7,262
	讃岐国府⑤	1,796
	正箱③	4,665
	小山南谷・新田本村⑤	7,330
	汲仏	2,904
	前田東・中村⑤	29,271
	西村①	1,577
	西村②	1,577

※時期は開法寺東方地区の時期区分

図 494　讃岐国内の集落・官衙の遺構密度比較（時期別）

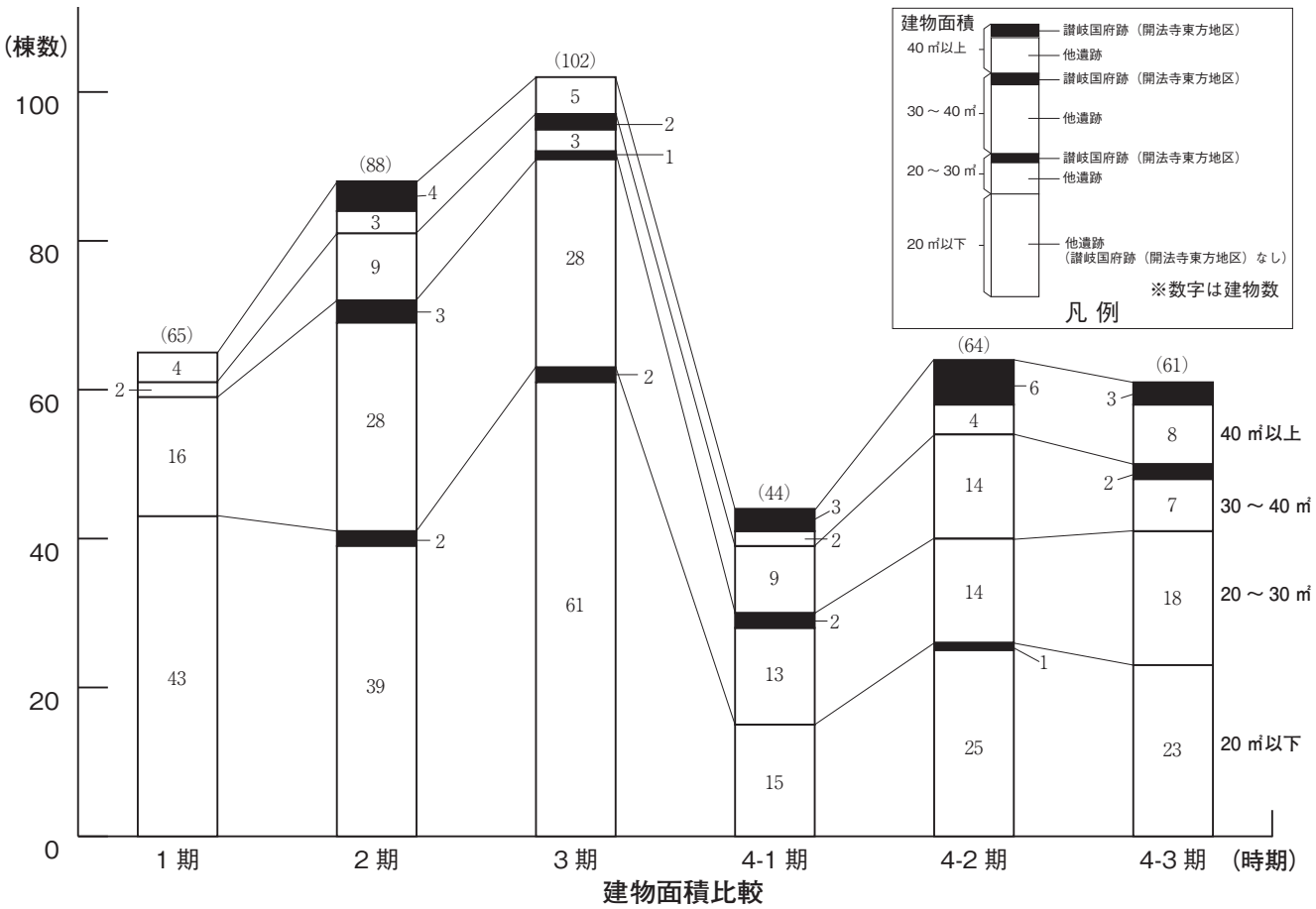

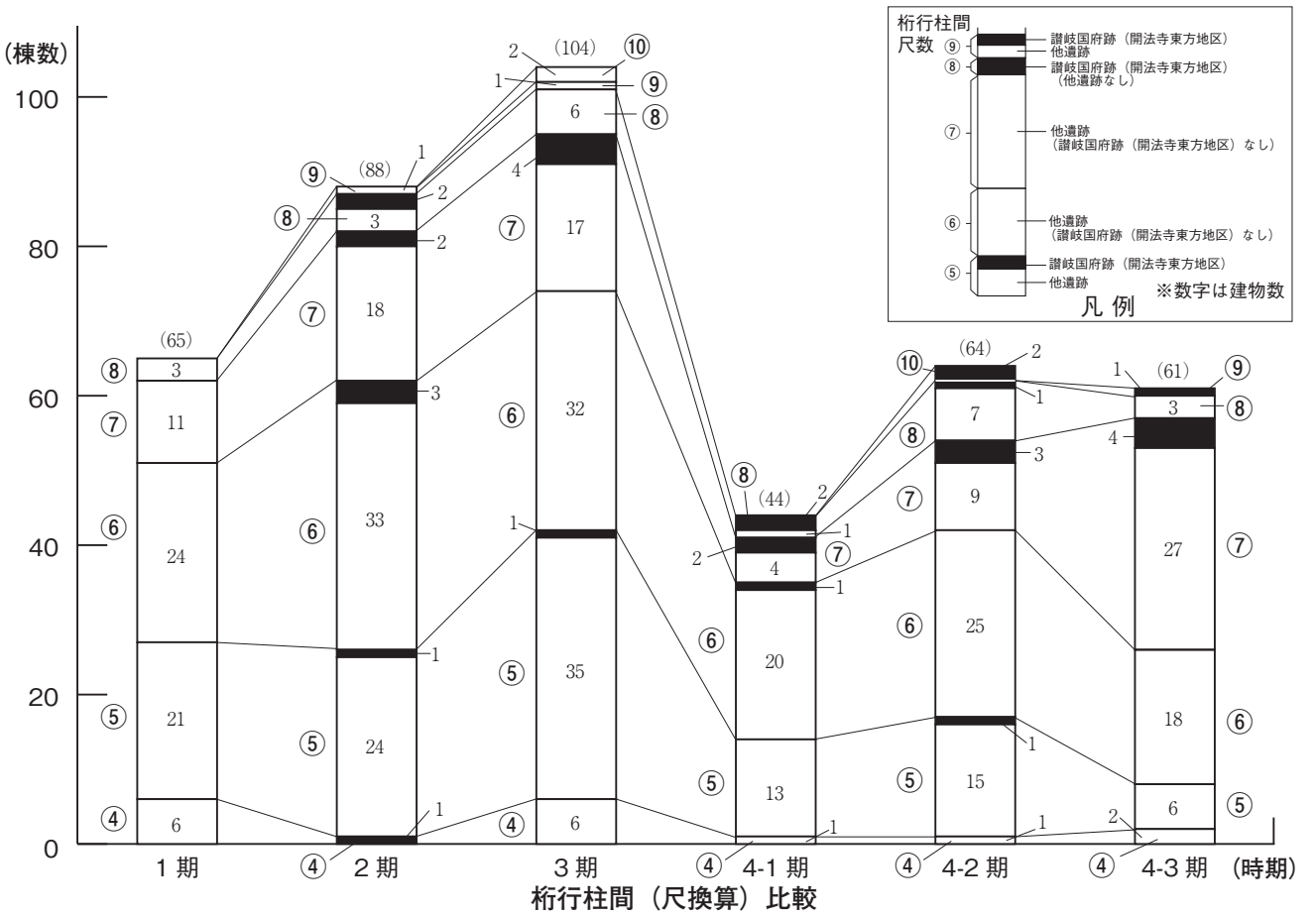

1 期：7 世紀中葉　2 期：7 世紀後葉～ 8 世紀初頭　3 期：8 世紀前葉～中葉
4-1 期：8 世紀後葉～ 9 世紀中葉　4-2 期：9 世紀後葉～ 10 世紀初頭　4-3 期：10 世紀前葉～ 11 世紀前葉

図 495　讃岐国内の建物規模・柱間距離比較

た存続時期の継続性の高い集落のほか（東大寺封戸との関係）、官衙的とされる２類集落が大部分を占め、他類型の集落も官衙的色彩の強い遺物の出土や南海道沿いの集落ないし駅戸集落に関係し（坪井遺跡、川北遺跡）、遺構密度の高さは官衙や封戸管理施設、南海道沿いの駅戸集落といった性格に反映する。さらに、現時点では讃岐国府跡と稲木北遺跡に限られる１類ないし２類の遺構密度はいずれも５％以上を数え、官衙の遺構密度は他の類型に比して高い数値を数え、他に比して突出した遺構密度を示す。

時期別の動向では 10 世紀前葉から 11 世紀前葉の 4-3 期に２％を超える集落が増え、集落類型の６・７類による構成の増加が示すように、床束構造の建物の普及や主屋と副屋の顕在化等、中世的な建物の出現に連動し、遺構密度が高くなるようだが、当該期を除くと、遺構密度の顕著な変動はみられない。さらに、讃岐国府跡（開法寺東方地区）は、前述したように１ないし２類集落として継続するが、継続性のみならず、３期を除く各時期で讃岐国内随一の遺構密度を維持しつつ、連綿と継続し、郡衙や他の集落に比して傑出した内容を示す。

建物面積、柱間尺数（図 495）

次に建物規模について検討する。図 495 は信里により示された集落データに基づき、讃岐国府跡（開法寺東方地区）と讃岐国内の各集落の建物面積と柱間の尺数をそれぞれ計測し、横軸を開法寺東方地区の時期区分、縦軸を建物数とし、グラフ化したものである。建物面積は 40 ㎡以上（大型建物）、30 ～ 40 ㎡･20 ～ 30 ㎡（中型建物）、20 ㎡以下（小型建物）に分類し、各分類の上位に讃岐国府跡（開法寺東方地区）、下位に讃岐国内の建物数を入れ、前者を黒塗り、後者を白抜きとした。グラフ脇の数字は建物数を示す。柱間尺数もグラフ表示は建物規模と同体裁とし、桁行柱間を計測し、1 尺 0.3 m換算とし、尺数を丸数字で表記し、建物数を数字で示した。

全体的に見ると、建物規模は１～３期に小型建物が各時期の建物の半数以上を占めるが、4-1 期以降は中型建物が増加することで、各建物面積の比率が比較的均等化し、4-3 期には建物規模がさらに大型化する傾向にある。集落類型の時期的な変化に埋没し、数値変化の解釈はやや曖昧となるが、少なくとも 4-3 期は主屋と副屋で構成される７類型の影響による建物規模の大型化が想定できる数値となる。国府と他の集落との関係では、２期と 4-1 ～ 4-3 期の大型建物に占める開法寺東方地区の比率が高い一方、３期の建物規模は他の時期に比して国府の優位性を認めない点は重要である。３期の大型建物は稲木北遺跡、前田東・中村遺跡、川北遺跡、下川津遺跡で認めるが、開法寺東方地区では確認できず、開法寺東方地区４期の大型建物群とは異なる性格を反映するとともに、４期の大型建物で構成される建物群が讃岐国内では傑出した存在であることを示す。なお、２期の開法寺東方地区の評価は判断に迷うが、柱間尺数を考慮すると、大型建物が多い傾向にあるものの、優位性は認めない。調査面積や範囲等のバイアスを内包するが、現時点では２期の大型建物は国府以外では川津郷に所在する下川津遺跡と川津一ノ又遺跡に限られる。

柱間尺数はおおむね建物規模を反映し、全体的には小型建物・30 ㎡以下の中型建物の多くが５尺・６尺、大型建物ないし 30 ～ 40 ㎡の中型建物は７尺以上となるが、２×２間建物は尺数が大きい等のバイアスを内包する。国府と他の集落との関係では、ほぼ建物面積と同様の傾向が看取でき、4-1 ～ 4-3 期の開法寺東方地区の優位性、３期の開法寺東方地区の非優位性、２期の川津郷周辺の遺跡と国府の同等性が窺える。なお、尺数が大きい２・３期の遺跡は郡衙や東大寺封戸の関連遺跡のほか、官衙的色彩が強い遺物が出土する遺跡等に限られ、２期の９尺は下川津遺跡、８尺は下川津遺跡と南天枝遺跡、３期の 11・９尺は前田東・中村遺跡、８尺は稲木北遺跡、前田東・中村遺跡、川津一ノ又遺跡、稲木 B 遺跡、金蔵寺下所遺跡、郡家原遺跡の建物例となる。一方、４期における８尺を超える集落は、4-1 期の８尺が坪井遺跡、4-2 期の８尺が下川津遺跡、川津一ノ又遺跡、正箱遺跡、郡家原遺跡、4-3 期の８尺が下川津遺跡、西村遺跡となり、東大寺封戸の関連遺跡のほか、官衙的色彩が強い遺物が出土する遺跡にほぼ限定できる。

以上、建物から見た讃岐国府跡（開法寺東方地区）の特徴をまとめると、官衙的な建物配置の１類ないし２類類型が途切れることなく継続し、各時期の遺構密度は讃岐国内の他の集落を圧倒する。さらに、建物規模・柱間尺数は 4-1 ～ 4-3 期にかけて、讃岐国内では傑出した内容を示し、４期の大型建物群の特異性を反映する。その一方、２期は建物規模が大きい傾向にあるが、他の集落に対する優位性は認めず、逆に城山城の海路玄関口に所在する川津郷の遺跡との同等性が窺える。同様に３期も開法寺東方地区の優位性は看取できず、開法寺東方地区の４期の大型建物群とは異なる施設の性格を反映する。

（2）出土遺物　－官衙に特徴的な遺物の出現頻度を中心に－

国産施釉陶器

讃岐国府跡（府域全体）では緑釉陶器 105 点、灰釉陶器 30 点、讃岐国府跡（開法寺東方地区）では緑釉陶器 44 点、灰釉陶器 30 点が出土し、三彩陶器 11 点の出土も認める。開法寺東方地区の国産施釉陶器の様相は複数産地から生産地の生産動向（時期）に連動した搬入が想定でき、讃岐国府跡（府域全体）もほぼ同様の内容を示す（信里 2016 b）。

讃岐国内では緑釉陶器・灰釉陶器は 100 前後の遺跡から出土する。官衙、寺院、官衙的色彩が強い遺跡、９世紀後半頃に出現する再開発に伴って出現する集落の他、一般集落からの出土も認めるが、５点以上の出土を数える遺跡は限られる（表 25）。讃岐国内では国分二寺を除くと、出土点数が多い遺跡は東大寺封戸が置かれ、その管理施設の可能性もある中間郷、宮処郷、川津郷に所在する遺跡や郡家一里屋遺跡などの９世紀後半前後に出現する集落（経営者はいわゆる新興富豪層とされる集落）、寺院、国家規模の海上祭祀遺跡（大浦浜遺跡）が挙げられ、集落の性格が限定される。また、讃岐国内出土の国産施釉陶器は京都産が多く、帰属時期に応じて東海産や近江産が加わる程度で、讃岐国府跡で認めるような複数産地からの継起的な搬入は確認できない。

讃岐国内の集落との比較では、讃岐国府跡の出土数は突出し、面積当たりの保有率は８～ 60 倍の保有率を数え、搬入状況とともに、保有率の高さが際立ち、質・量ともに他の集落を圧倒した状況が看取できる。

なお、越州窯系青磁については讃岐国府跡（開法寺東方地区）からの出土例はないが、讃岐国府跡（府域全体）では４点の出土を認め（椀３、壷１、開法寺地区からも椀が１点出土）、讃岐国内では大浦浜遺跡２点、下川津遺跡１点、旧練兵場遺跡１点、柞田八丁遺跡１点の出土に留まり、讃岐国府跡の出土点数は突出する。

	微高地調査面積 (㎡)	緑釉陶器点数 (点)	灰釉陶器点数 (点)	国産陶器合計 (点)	国産陶器保有率
讃岐国府跡 (開法寺東方地区)	1,796	44	30	74	0.041203
讃岐国府跡 (府域全体)	4,106	105	49	154	0.037506
小山南谷・新田本村遺跡	7,330	26	12	38	0.005184
前田東・中村遺跡	29,271	38	1	39	0.001332
正箱遺跡	4,665	2		2	0.000429
川津一ノ又遺跡	17,266	11	7	18	0.001043
川津東山田遺跡Ⅰ区	7,262	12	1	13	0.001790
下川津遺跡	58,055	11		11	0.000189
坪井遺跡	5,187	4		4	0.000771
買田岡下遺跡	5,060	20		20	0.003953
郡家一里屋	19,198	37	6	43	0.002240
郡家原遺跡	14,896	7		7	0.000470
津森位遺跡	1,764	3		3	0.001701
多肥北原西遺跡	11,489	8	4	12	0.001044
中寺廃寺跡	1,149	1	1	2	0.001741
大浦浜遺跡	24,400	17		17	0.000697

※保有率＝点数÷微高地調査面積（点数 /㎡）

表 25　国産施釉陶器の出土量比較

陶製硯

讃岐国府跡（全体）では定形硯 42 点、転用硯 87 点、讃岐国府跡（開法寺東方地区）では定形硯 29 点、転用硯 75 点の出土が確認できる。開法寺東方地区の定形硯は８から９世紀前半には円面硯、９世紀中頃から単面硯、10 世紀には二面硯が出現し、12 世紀まで継続的に使用され、12 世紀後半頃には方形硯が登場するという変遷を認め、転用硯は８世紀から９世紀前葉の須恵器を転用するケースが多く、蓋が消滅する９世紀後半以降は数を減らすが、本地区の転用硯の出現頻度は国府の他地点に比して極めて高いという特徴があり、幅広い使用者層が想定できる（信里 2016 b）。

讃岐国内の陶製硯出土遺跡は 37 遺跡を数え（片桐 1995、大嶋 2006）、官衙、寺院、官衙的色彩が強い遺跡、窯跡からの出土を認め、点数が多い遺跡には東大寺封戸が置かれた３つの郷に所在する遺跡、南海道沿いの集落（川北遺跡、坪井遺跡）、末端官衙（金蔵寺下所遺跡）、寺院がある。おおむね８から９世紀に円面硯、９世紀後半から 13 世紀に風字硯が使用され、讃岐国府の風字硯の使用はそれに先行する。

陶製硯の出土点数は多い遺跡でも 10 点を下回り（表 26）、細片を含むものの讃岐国府の出土点数は群を抜き、面積当たりの出土点数（保有率）で比較すると、讃岐国府跡（開法寺東方地区）は最も高い保有率を示す正箱遺跡の 15 倍、最も低い下川津遺跡の 150 倍を数え、突出した保有率の高さが窺える。転用硯は出土報告例が乏しく、比較は困難だが、讃岐国府跡（開法寺東方地区）の出現頻度は群を抜く。

	微高地調査面積(㎡)	定形硯点数(点)	定形硯保有率	転用硯点数(点)	硯合計(点)	硯合計保有率
讃岐国府跡(開法寺東方地区)	1,796	29	0.016147	75	104	0.057906
讃岐国府跡(府域全体)	4,106	42	0.010229	87	129	0.031417
小山南谷・新田本村遺跡	7,330	2	0.000273	3	5	0.000682
前田東・中村遺跡	29,271	7	0.000239	1	8	0.000273
正箱遺跡	4,665	5	0.001072		5	0.001072
川津一ノ又遺跡	17,266	4	0.000232		4	0.000232
川津東山田遺跡Ⅰ区	7,262	1	0.000138		1	0.000138
下川津遺跡	58,055	6	0.000103		6	0.000103
金蔵寺下所遺跡	6,616	3	0.000453	1	4	0.000605
坪井遺跡	5,187			6	6	0.001157
川北遺跡	5,561	2	0.000360		2	0.000360
多肥北原西遺跡	11,489	5	0.000435		5	0.000435
中寺廃寺跡	1,449			6	6	0.004141

※保有率＝点数÷微高地調査面積（点数／㎡）

表 26　陶製硯の出土量比較

その他搬入品

中国産輸入磁器は讃岐国内各地の集落からも出土し、様相に顕著な差異は認めないが、讃岐国府跡の保有率は讃岐国内の他の集落や流通拠点に比して極めて高く、在地居館の 100 倍以上、生産遺跡の 10 ～ 40 倍、流通中継地点の 10 ～ 15 倍程度の出土量を示す（表 21）。９世紀から 11 世紀初頭頃には緑釉・灰釉陶器、11 世紀中葉から 13 世紀には中国産輸入磁器を多量に消費しており、讃岐国府では奢侈品の使用頻度の高さが連綿と継続する状況が窺える。

搬入品須恵器では、讃岐国内の他の集落等では出土が限られる国産須恵器の出土が少量確認できる（図 457）。10 世紀前葉を中心とした篠産須恵器、９世紀後半から 11 世紀中葉にかけて東海系須恵器、８世紀末から９世紀初頭の播磨産須恵器の搬入を認める。

黒色土器では８世紀前葉から９世紀中葉に先駆的な黒色土器が一定量出土する。かつては東北系黒色土器と評価された一群であるが（片桐 1995 a）、相模や下野などの東国にも類例を認め、一定量の出土数から在地土器という評価も可能であり、系譜関係は判然としないが、一定組成を占める古相の黒色土器の存在は讃岐国府跡の土器組成を特徴付ける。また、10 世紀前葉には京都産黒色土器が一定量搬入され、９世紀後葉頃には１点のみではあるが京都産土師器坏（9-66）も認める。讃岐国内では出土遺跡が限られる楠葉型黒色土器（Ｂ類）椀ないし瓦器椀も少量搬入される。これらの搬入品は讃岐国内の他の集落に比して極めて高い出現頻度を示し、搬入品の多さは、国産施釉陶器や陶製硯の高い保有率とともに、讃岐国府跡の出土遺物を特徴付ける。

石帯・石帯未製品、鉄製鉸具

讃岐国府跡では石帯の出土は 29-1 トレンチ出土の１点に限られ（9-92）、他の国府に比して極めて少ない。頁岩製の石製腰帯具巡方で、黒色の色調を呈する。讃岐国内では 10 遺跡の類例を認め（蔵本 2018）、巡方７、丸鞆３が出土する。出土遺跡は東大封戸が置かれた川津郷に所在する遺跡（川津一ノ又遺跡、下川津遺跡、川津東山田遺跡Ⅱ区）、鵜足郡衙に関連する岸の上遺跡、９世紀後半頃に地域の再開発に伴って新たに出現した集落（郡家一里屋遺跡、買田岡下遺跡）、寺院（中寺廃寺）の他、一般集落からの出土も認め（国分寺下日名代遺跡、矢ノ塚遺跡）、官衙ないし官衙的色彩が強い遺跡以外にも寺院、新興集落での使用を認め、官衙での使用に限定されるものではない。讃岐国府跡の出土点数が少ない要因は判然としないが、開法寺東方地区から出土した２点の石帯未製品は看過できない（10-193、11-142）。中研ぎや仕上げの研磨前の未製品と考えられ、製作途中の破損による廃棄が想定でき、本資料は讃岐国府での石帯生産を示唆する。未製品やその可能性がある製品は高知県西々野遺跡や島根県才ノ峠遺跡に認め、四国においては石材産地に連動した石材の腰帯具が偏在分布することから、地方における石製腰帯具の製作の可能性が指摘される（蔵本 2018）。各地の国府では武蔵国府では竪穴建物から 38 点もの石銙が出土し修理所の可能性が想定されるが（府中市教育委員会ほか 1999）、国府での未製品の出土事例はない。

一方、腰帯具・鉸具と考えられる鉄製品の出土も認める（図 486 下段）。完存例はないが、方形ないし楕円形の環状に復原でき、９㎝前後と５㎝強の２種がある。途中で屈曲する資料もあり（10-45、10-203）、細部形状は多様である。讃岐国内の金属製腰帯具は 14 遺跡 19 点が確認できるが（蔵本 2018）、鉸具は大浦浜遺跡出土の１点に限られる。こうした金属製品が鉸具であれば、石帯の出土量は稀薄だが、讃岐国府における腰帯具の頻繁な使用を示唆する。

（3）各地の国府から見た讃岐国府

本稿では各地の国府との比較による讃岐国府の位置付けを検討するが、開法寺東方地区の性格が判然としないため、比較対象が不明瞭となる。少なくとも国庁ではないため、暫定的に国司館との比較を試みるとともに、大橋により示された論考に依拠し（大橋 2016 a）、讃岐国府の特徴を他の国府と比較する（大橋 2016 b）。

選地

文献資料や地名、開法寺東方地区の調査成果から讃岐国府が開法寺の東から北側一帯に所在することは疑いない。当地への選地理由は多岐に及ぶが、地理的要因として、①讃岐国内のほぼ中央への立地、②幹線道である南海道や綾川水運等による海上交通とのアクセスに優れた交通要衝への立地（陸海路の結節点）、③三方を山に囲まれた防御性が挙げられる。また、歴史的要因として、①綾北平野への大型横穴式石室墳の結集ともいえる動き（大久保 2018）、②古代山城・城山城の築城、③古墳築造最末期から城山城築城当初頃の７世紀中葉の竪穴建物群で構成される集落の出現、④古墳に代替する一族の結束を促す古代寺院の造営（開法寺跡、鴨廃寺、醍醐寺跡）という歴史的な変遷が示す後に国府が築かれる地域への在地豪族・綾氏の勢力結集の動きは看過できず、背景には綾氏による地方支配拠点の誘致が窺える。一方、古代山城は国家（中央）の視点で交通の要衝地が選択されたと考えられ、地方と中央の意図が合致したことが最終的にこの地に国府が選地された要因と考える。

古代山城に隣接した箇所に国府が築かれる事例は、瀬戸内沿いでは備前国府と大廻小廻山城、備中国府と鬼ノ城、備後国府と常城に認め、讃岐国府と城山城も関係性があったと想定できる（大橋 2016 b）。その後の太宰・総領による広域行政ブロックの管轄範囲が古代山城の分布域と重なることも（讃岐は伊予総領の管轄下）、両者の関係を示唆する（註 29）。なお、開法寺東方地区では７世紀後葉、７世紀末から８世紀初頭の先行官衙を検出しており（２期）、阿野評衙、城山城管理施設、総領関連施設、初期国府等の性格により評価は変動するが、城山城や総領関連の性格を想定するならば、先行官衙の存在は古代山城を媒介とした国府選地に直結する。

国衙域

佐藤・信里の先行研究により（佐藤 2012、信里 2016 b）、讃岐国府の国衙域の様相が判明しつつあり、検出遺構や特殊遺物・瓦の分布から施設の配置状況が想定できる（図 498）。東西、南北の主要道路を基軸に、十字街の一角に所在する築地塀を伴う施設（単位④）を中心に安定した微高地上に諸施設が点在し、一部は道路によって連結された状況に復元でき，地形の制約を受けつつも一定規範に基づく配置が想定できる。出雲国府・下野国府・近江国府では、国庁を中心として主要道路を基準に国司館や曹司が配置されており、周防国府でも国庁（推定）周辺の微高地に国府の諸施設が散在することが明らかになりつつあり（大橋 2016 b）、讃岐国府の施設配置状況は、諸施設の機能特定には至っていないが、各地の国府構造に符号する。ただし、出雲国府の復元例が示すように（島根県古代文化センター 2009）、阿野郡衙や河内駅も併設されたと考えられるが、現時点で想定できる施設数は限られ、図 498 で示した範囲は南北 550 m、東西 300 m程度の広がりに満たない。調査が進展した各地の国府では１㎞を大きく超える広範なエリアに諸施設が展開しており、讃岐国府においても国衙域は暫定的に設定された包蔵地の範囲を超えて広がるものと推測でき、本図で示した範囲は国庁や国司館、曹司などの主要な施設が集中するエリアと理解できる。

地割（方位）

開法寺東方地区では官衙的な施設である２期（７世紀末から８世紀初頭）に正方位を指向した方位が採用され、本報告書で讃岐国府が設置された段階とした３期（８世紀前葉から中葉）に条里方位に転換しており、各地の国府において地形等の影響を受けた建物の主軸方位が、８世紀以降になると正方位を指向するようになる点と対照的である。正方位から条里方位への地割転換例は現時点では讃岐国府のみとなる。讃岐の条里地割は各平野単位で讃岐を縦断する南海道の路線に符合した方位を呈し、かつ南海道の道幅が一町四方の条里地割内に包括されず、余剰帯として確保されていることから（金田 1988）、南海道の敷設後に条里地割が施工されたといえる。丸亀平野の条里地割の施工が７世紀末から８世紀前葉に求められ（森下 1997）、７世紀末頃の南海道敷設後に条里地割が施工されたと考えられる。よって、８世紀前葉の国府の造営に際して条里地割に合致した地割が採用されても何ら矛盾はないが、２期の正方位建物群は各地の国府で正方位地割が採用された状況に近く、初期国府で正方位地割が採用され、その後の条里地割の施工後にそれに合致した地割を採用したと短絡的に捉えることもできる。近年の発掘調査で鵜足郡衙の可能性が高い

遺跡が確認され（岸の上遺跡）、同遺跡の建物主軸も正方位から条里方位への転換が図られており、正方位から条里方位への転換は讃岐国の官衙の特徴と考えられる。阿波国府や伊予国府推定地も条里地割に合致した地割を認め、国府への条里方位の採用は南海道諸国の特徴かもしれない（大橋 1996 b）。

国府寺・国府付属寺院

讃岐国府跡（開法寺東方地区）は開法寺地区（開法寺跡）と極めて近接した箇所に位置し、国庁が未発見な讃岐国府において本地区が国府の一部か否かという議論もあり、例えば安芸国分寺で確認されている講師院の可能性や壇越となる豪族居館、政所的施設の可能性も想定しながら調査を進めてきた（東広島市教育文化振興事業団 2003）。各地の国府においては寺院が併設される例は多く、陸奥国府の郡山廃寺、武蔵国府の多摩寺、越中国府の御亭角廃寺、備前国府のハガ遺跡や賞田廃寺、幡多廃寺、備後国府と伝吉田寺などが多くの類例があり、陸奥や備前国府では国庁などの中枢施設に併設される（大橋 2016 b）。これらの国府に所在する寺院は氏寺としての側面のみならず、国分寺とともに、国司・国師が執行する仏教儀礼を執り行う等、国府の宗教機能を担った公的施設であったようだ。

開法寺跡は７世紀後葉に建立され、その後の伽藍整備状況は判然としないが、８世紀前葉以降に現伽藍整備がなされたと考えられ、国府の南西隅への立地、国府（開法寺東方地区）への多量の瓦の流入や一体的な整備の可能性、国分二寺の造営後も維持され、12 世紀末頃まで存続した状況等を考慮すると、開法寺地区（開法寺跡）は各地の国府に併設された寺院と同様に、国府と一体化し、その維持に国府が深く関与し、讃岐国府の宗教機能を担った重要な仏教施設であったと推される。

国司館との比較

開法寺東方地区の４期とした大型建物群は、讃岐最大級の建物が高い規格性に基づき配置され、廂を有する等格式の高い建物も含まれ、かつ 250 年近く連綿と継続する。三彩陶器や銅鋌などの特殊品や国産施釉陶器、陶製硯の出現頻度の高さ、讃岐国府では初現的な瓦の使用、石帯未製品の存在等、出土遺物の様相もそれに呼応する。定式的な建物配置を認めず、文字資料が稀薄なため性格は判然としないが、讃岐国内の他の官衙や集落に比して突出した内容を示し、讃岐国府のなかでも重要な機能を担う実務的な施設と推測される。

建物配置から国庁への比定は困難であるため、暫定的に国司館と比較する。国司館について山中の定義を要約すると（山中 1994、2004）、検出例は下野、美作、筑後、肥前、陸奥国府などで知られ、溝・築地塀などで区画された方一町四方近くの院を形成し、廂付建物、その前面の広場、副屋・雑舎とみられる複数棟の建物での構成を基本構造とするが、建物構造や配置は多様であったとされる。下野国府では８世紀後半から 10 世紀初頭頃にかけて４期の変遷をたどるが、２棟の中心的建物や区画施設は各期を通じてほぼ同位置、同規模で建て替えられ、同様に山王遺跡でも４期の変遷があり、長期継続する国司館も認めるが、多くは短期の存続期間で、建物配置の変化も激しい。開法寺東方地区の大型建物群は建物の格式の高さや継続性、主殿と副屋、雑舎の存在等において下野国府の国司館に近い様相も看取でき、出土遺物が示す奢侈品の多さも合致するが、遮蔽施設は継起的に設けられず、石帯生産や転用硯の出現頻度の高さは曹司的な性格も想起させ、性格への言及は困難である。

中世府中と国府

開法寺東方地区では５期（11 世紀中葉から 13 世紀）に長期間継続した大型建物群が消滅し、井戸を伴う複数の屋敷地的なまとまりが３ブロックに展開し（一辺 40 m程度の規模）、国府域内の南北 600 m、東西 200 m程度の範囲に 10 を超える屋敷地的なまとまりが密集するようになる。中国産磁器の多量消費、讃岐国内では先駆的な灯明具の使用等、一般集落とはかけ離れた内容を示す。出雲や備後国府でも 11 世紀から 12 世紀にかけて遺構・遺物量が激増し、古代とは異なる地割の施工や空間構成の変化がみられ、讃岐国府と同様に多量の輸入磁器が消費され、中世府中の一端が示され、国衙機能が維持されたと評価される（島根県教育委員会 2013、府中市教育委員会 2016）。筑後国府では状況が異なり、11 世紀後葉から 12 世紀末頃のⅣ期政庁期には前代から続く国司館が継続する（神保 2014）。

讃岐国府の屋敷地の複合体としての姿は出雲や備後国府に近似し、さらに文献資料から当該期の国府には留守所が置かれたことが確実であり、讃岐各地の郡司クラスの豪族が在庁官人として国府で政務を執り行った状況が看取できる。屋敷地的なまとまりの集合体が国衙機能を継承するならば、讃岐国府の政務を執り行った留守所の実態を反映する可能性も想定でき、各屋敷地は在庁官人として政務にあたった各地の豪族の宿営地であったと推測できる。

第４節　讃岐国府の空間構造とその変遷

（１）国府（国府（関係）地域）（図４）

讃岐国府は狭小な綾北平野の最奥部に位置し、旧河口までの距離は約 4.5km を測る。三方を山で囲まれた閉塞的な空間だが、綾川水運や４km以上に及ぶ直線的な幹線道路で海路と繋がる一方、国府東西の狭隘な山間を通る南海道が国府内もしくは南接した箇所を通り、交通の要衝となる陸海路の結節点への計画的、選択的な設置が想定できる。

巨視的に見ると、国府津、国分二寺（両寺への瓦を供給した瓦窯跡）、官営工房等の国府に関連した施設が国府を中心に半径５～６km程度の範囲に集中する。国府津は、発掘調査は未実施のため実態は判然としないが、綾川河口の複雑な三角州地形や湾入地形等の自然地形を利用した構造であったと推され、その一角には古代の遺物散布地も認める（惣社神社遺跡）。道真の漢詩に登場する公的な迎賓施設と考えられる「松山館」も国府津に所在した可能性が高い。国分二寺は国府に近接した場所に建立され（阿野郡内）、讃岐国分寺は国府から直線距離で 2.5 km、国分尼寺は 4.5 kmを測り、同寺に瓦を供給した府中山内瓦窯跡も隣接する。宗教施設では讃岐国府跡の南西隅、開法寺東方地区の西に位置する開法寺跡も看過できない。７世紀後葉頃に建立され、国分二寺の造営後も継続し、12 世紀末頃に廃絶しており、国府造営以降、国府の宗教機能を担う施設として機能したと考えられる。また、讃岐国府の背後、おおむね６km内に須恵器窯 79 基、瓦窯 49 基以上で構成される十瓶山窯跡群が展開する。官営工房ないし国衙機構に取り込まれた窯跡群と評価され、綾川水運を介して国府に直結する。貢納須恵器生産に加え、院政期には鳥羽離宮や寺社の大規模造営に対応した瓦造産体制が整備される。

以上、讃岐国府の国府（関係）地域は、国府を中心とした半径５～６km程度の範囲にコンパクトにまとまる。その範囲に讃岐国府の前史を彩る主要遺跡も包摂されており（大型横穴式石室墳、古代寺院、城山城）、讃岐国府の一選地要因を伝える。また、陸海玄関口への迎賓施設や宗教施設の配置、綾川水運による国府を経由・媒介する搬出を意図した官営工房の配置等、計画的な関連施設の配置が想定できる。

（２）国衙域

香川県遺跡地図では南北 600 m、東西 450 ～ 500 mの範囲を暫定的に讃岐国府跡の範囲として登載しており、既往の発掘踏査ではその範囲を中心に古代の遺構・遺物が濃密に確認できる。ここでは讃岐国府跡（府域全体）における特殊遺物と瓦の分布や検出遺構から想定できる国衙域の構造を示す。

①官衙に特徴的な遺物の分布と出現頻度

まず、官衙に特徴的な遺物の分布を確認する（図 496）。国産施釉陶器は点数を問わなければ各地点から普遍的に出土するが、北端部の８次調査地は調査面積に比して出土量が多く（包含層出土）、椀・皿等の供膳具が主体をなすことから、近隣の上流側に、奢侈品を多量消費した施設の所在が想定できる。開法寺東方地区の出土量も多いが、調査面積を考慮すると８次調査地には及ばないが、讃岐国府跡で唯一の出土となる三彩陶器や灰釉陶器の出土量は域内では突出する。同様に、稀少な奢侈品である越州窯系青磁は４・６・７・８次調査区で各１点認める。定形硯は国産施釉陶器とは異なり、未確認調査地があり、６・８次調査区に緩やかな集中を認め、２次調査区を含めた開法寺東方地区が突出した出土量を示し、限られた地点への点在傾向が指摘できる。転用硯は各地点から普遍的に出土するが、２次調査地を含めた開法寺東方地区は極めて高い出現頻度を示し、出現頻度に偏在性を認める。多量の転用硯は頻繁かつ日常的な使用や広範な文字使用者層の存在を想起させ、同地区の性格を反映する鍵となる遺物かもしれない。讃岐国府式瓦（KF101 型式、KF201 型式）の分布は南半に分布が集中する傾向にある。29 次の点数が目立つが、いずれも細片であり、それを除くと２次、開法寺東方地区、７次、16 次調査地に緩やかに集中する。９世紀代の土器群との共伴例から９世紀前後の製作時期を想定でき、その使用場所が問題となる。開法寺東方地区では 4-1 期の大型建物群の北辺を画する施設が瓦葺きと考えられ（８世紀後葉から９世紀中葉）、讃岐国府跡のなかでは最古級の瓦の使用例となる。そこでの使用を裏付ける積極的な証左に乏しいが、34-2Tr 包含層出土例（KF201 型式（12-460））が北辺部を画する施設の上位包含層から出土した点を最大限評価すれば（図 476）、大型建物群を画する施設での使用が推測できる。一方、６・７・16 次調査区の点在分布と７次調査の築地遺構の存在から、７次調査地の北、６次調査地の西に位

置する築地塀で囲繞された施設での使用も想定できる。丸・平瓦は重量別分布から（図 497)、域内北半と南半に顕著な様相差を認め、北半は出土量が少なく、南半は極めて多い。仔細に見ると開法寺東方地区の中央付近、７次調査北半から 14 次調査地、23 次調査、29 次調査の瓦の出土量が多く、開法寺東方地区４期の大型建物群、７次北半から 14 次調査区は前述した築地塀に囲まれた施設での瓦葺き建物の存在を示唆し、讃岐国府式瓦の使用状況にも合致する。

また、２次調査区からは緑釉瓦が出土する。開法寺東方地区東縁部の最上位整地層で、中世末から近世初頭の造成時期が想定できる（香川県教育委員会 2016)。讃岐国府式瓦も共伴しており、造成に用いられた土は隣接地の削平土と考えられることから、緑釉瓦は讃岐国府式瓦とともに、開法寺東方地区からの流入が想定できる。両地区では緑釉瓦の出土は確認できないが、開法寺東方地区からは表面に薄く灰釉を塗布した丸瓦が数点出土する（8-389・12-30・12-31・12-1067)。

②施設の配置想定

図 498 に官衙に特徴的な遺物や検出遺構内容から想定できる単位（施設）の配置想定を示した。各単位は国衙域に所在する国庁や国司館、曹司等の国府に関連した諸施設に対応し、その広がりが国衙域を形成するが、現時点では各施設の性格や国衙域の広がりは特定できないため、ここでは「単位」という呼称を用いた。なお、各単位想定箇所は、『讃岐国府跡１』で提示されており（信里 2016 ｂ)、その想定からの変化はほぼない。

中央部に単位④が想定できる。７次調査で東西方向の築地塀を認め、南にある低地帯２や 29・30 次調査で対置する遺構が確認できないことから、７次調査の築地塀は南辺に相当し、単位④をその北に設定した。東西道路①と国府津に向けて直線的に延びる南北道路②が形成する十字街の一角に所在し、国産施釉陶器や硯、越州窯系青磁、瓦の安定した分布、讃岐国府式瓦の使用から、讃岐国府の重要施設の所在が推測できる。その北には総柱建物があり（６次調査)、安定した官衙に特徴的な遺物の分布から、単位⑤とした。倉庫と考えられるが、１棟のみの検出に留まり、郡衙の正倉とはやや異なる。単位④・⑤は安定した微高地上に立地し、両者の間には低地帯３が介在する。単位⑤の西には９次調査で検出した大溝と柵から施設の所在が想定でき、単位⑥を想定した。少量ながら讃岐国府式瓦（KF201 型式）や越州窯系青磁が出土し、施設の性格を反映する。低地帯５を挟んだ北の微高地上には単位⑦が想定できる。下流の８次調査区包含層から多量の国産施釉陶器が出土し、奢侈品が多量に消費された施設の所在が推測できる。

一方、南半では開法寺東方地区の大型建物群を単位①とした。4-1 期（８世紀後葉から９世紀中葉）～ 4-3 期（10 世紀前葉から 11 世紀前葉）にかけて連綿と維持された施設で、建物配置の高い規格性や讃岐国内随一の建物規模は讃岐国内、さらには従前の讃岐国府跡でも突出した内容を示し、讃岐国府式瓦や緑釉瓦が使用された可能性、讃岐国府における最初期の瓦の使用は看過できない。域内で最も安定した微高地は微高地１・２であるが、微高地２には重要施設と考える単位④が所在し、単位①は微高地１の付根に設置されており、地形条件も単位①の重要性を示唆する。出土遺物は奢侈品が多い一方、転用硯の多量使用、石帯未製品の存在等、多機能要素が混在した状況を示し、施設の性格は判然としないが、特殊な性格を有する讃岐国府の重要な実務的な施設と推測できる。単位①の西には国府の宗教機能を担ったと考えられる開法寺地区が所在する。さらに、29-3 トレンチの条里方向の遺構の存在から、微高地１の先端分付近、単位①の北東隅に小規模ながら単位②の存在が想定できる。29 次調査での讃岐国府式瓦や石帯等の出土遺物、焼土坑の存在から、低地帯２の西、鼓岡神社の所在する丘陵の足下に単位③を想定したが、未調査であるため、施設の性格は判然としない。また、一部の検出に留まるが、11 次調査では道路側溝が確認されており（南北道路①)、こられの諸施設（単位）を連結する道路の存在も想定できる。

以上、奈良時代末頃から平安時代前期にかけての国衙域における施設配置を想定したが、各施設は東西と南北の道路を基軸に、地形的制約を受けながら、安定した微高地上に密集しつつも点在する状況が復元でき、諸施設は道路で連結されていたと考えられる。開法寺東方地区では９世紀前半に大規模な造成により微高地縁部を拡張することで平坦地の確保を図っており、以降は地形の制約を受けずに、展開していくようだ。なお、11 世紀中葉以降は古代から引き継がれる東西、南北の道路を基軸に、機能結束した均質的な屋敷地が整然と配置され（図 454)、施設の配置状況は劇的に変化しており、国府を構成する施設や配置に質的変化を認める。

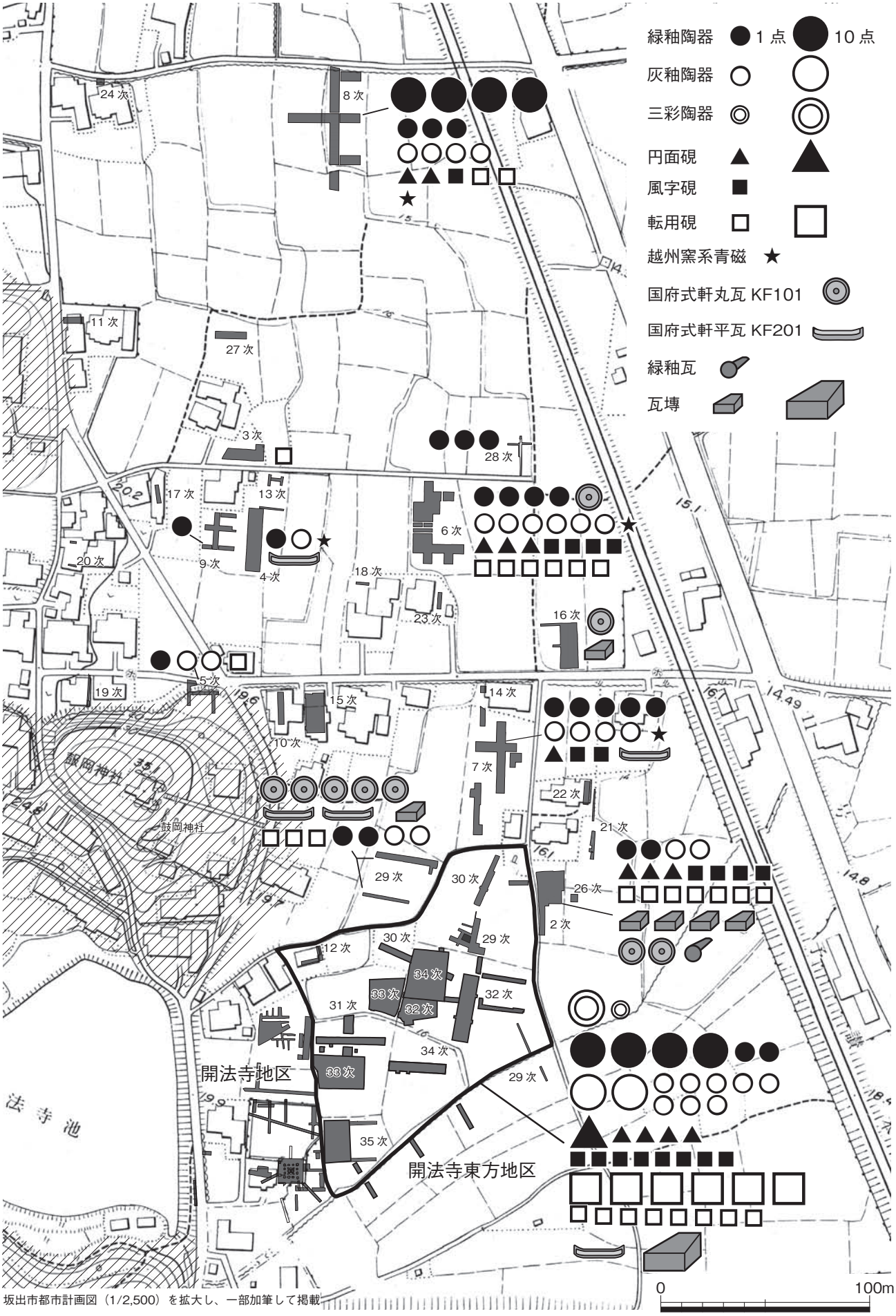

坂出市都市計画図（1/2,500）を拡大し、一部加筆して掲載

図 496　讃岐国府跡の特殊遺物分布と出現傾向

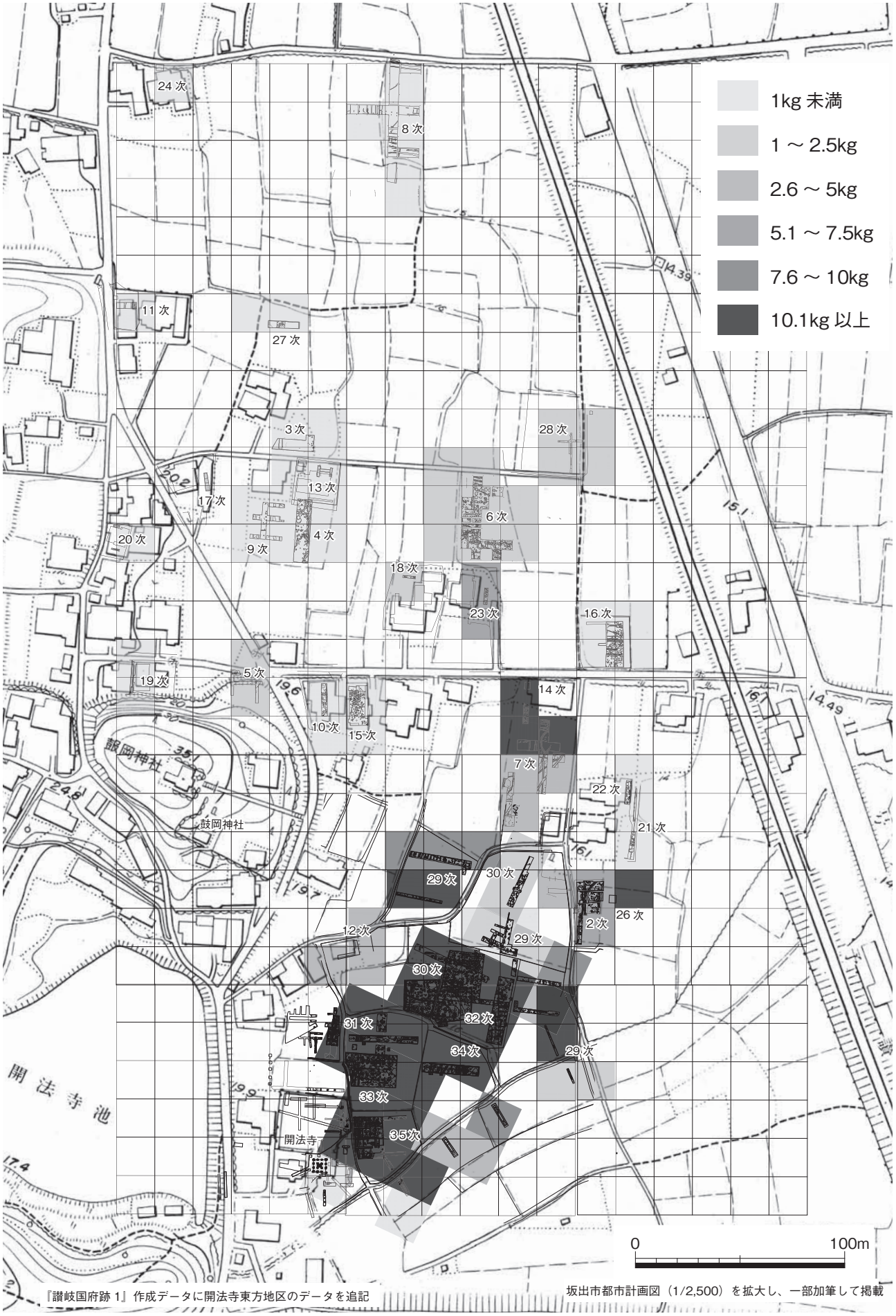

図 497　讃岐国府跡の瓦分布

坂出市都市計画図（1/2,500）を拡大し、一部加筆して掲載

図 498　讃岐国府跡の施設配置想定

（3）讃岐国府の一施設の具体像　－開法寺東方地区－

発掘調査の進展に伴い国衙域のなかで内容が判明しつつある開法寺東方地区について、時期的変遷や出土遺物の諸相、画期などをまとめ、讃岐国府の一施設の具体像を提示する。

①時期的変遷

開法寺東方地区では７世紀中葉から 13 世紀にかけて連綿と遺構が営まれ、本報告書では５期区分（４期は３小期に細分）でその変遷を整理した。１期は７世紀中葉に突如出現する竪穴建物群である。造り付けカマドを持たない竪穴建物もあり、讃岐国内の他の集落に比して、異質な存在となる。綾北平野の古墳築造の最末期ないし城山城築城の直前ないし開始直後に合致することもあり、関係性が注目できる。７世紀後葉、７世紀末から８世紀初頭とした２期には先行官衙が営まれる。正方位主軸を含む３種の建物主軸方位を認め、Ｌ字形建物配置や柵に２棟の建物を連結させ、縦列配置させた建物、60 ㎡を超える大型建物など、官衙的な特徴を備える。性格は判然としないが、讃岐国府造営期前後に官衙的な施設が存在する意味は小さくない。３期は確実な讃岐国府の造営開始期と捉えた（８世紀前葉から中葉）。建物主軸方位が従前の正方位地割から周辺の条里地割に合致した方位に転換し、以降条里地割が踏襲される。上位遺構により建物検出数は限られるが、40 ㎡以下の小・中型規模の建物で構成され、建物端の一致、広場的な空閑地の周囲へのコないしロ字形を意識した建物配置は官衙的な建物配置と評価できる。当該期には鍛冶関連遺構の存在を示唆する遺構も確認でき、国府造営期の一端が窺える。続く、4-1 期には大型建物群が出現し（８世紀後葉から９世紀中葉）、以降 250 年以上もの長期間に渡って、同一地点で同主軸方位・同構造の大型建物が複数回の建て替えにより維持される。その広がりはおおむね一町四方に達する。９世紀後葉から 10 世紀初頭とした 4-2 期には建物規模や建物数において施設が最も充実し、4-3 期には天慶の乱の可能性も想定できる大規模な火災を受けながらも早期に大型建物群を再建しており、本施設の重要性を示唆する。５期（11 世紀中葉から 13 世紀）には前代の大型建物群は消滅し、小柱穴が高密度で分布するようになる。その一角には井戸も認め、一辺 40 m程度の屋敷地的なまとまりに復元できる。本地区ではそれぞれ井戸を完備した３ブロックの屋敷地的なまとまりを認め、讃岐国府跡の範囲の西半を中心に 12 ～ 13 程度の同規模の屋敷地的なまとまりが密集するようになる。

②出土遺物の諸相

国産施釉陶器の出現頻度の高さは特筆すべき内容を示し、国内の官衙・集落に比して８～ 60 倍以上の出土数を数え、圧倒的な出土量を誇る。複数産地からその動向に応じて継起的に入手した状況が窺え、三彩陶器や緑釉単彩陶器の存在を含め、質的にも讃岐国内の他遺跡を圧倒する。中国産輸入磁器にも多量保有を認め、讃岐国内の他の集落をはるかに凌駕する保有率の高さを認める（在地居館の 100 倍以上）。８世紀後葉の三彩陶器、緑釉単彩陶器、９世紀から 11 世紀初頭頃の緑釉・灰釉陶器、11 世紀中葉から 13 世紀の中国産輸入磁の使用は、国府の存続時期を網羅し、かつ連綿と高い保有率で持ち続ける。奢侈品では軸部まで鍍金を施した銅鋲も看過できない（木櫃等に使用、9 世紀）。定形硯も出現頻度が高く、讃岐国内の官衙・集落の 15 ～ 150 倍以上の保有率を数える。８世紀から９世紀前半には円面硯を用い、９世紀中頃には単面硯が登場し、10 世紀には二面硯も加わり、これらの風字硯は 12 世紀頃まで使用され、12 世紀後半には方形硯が出現する。国府の存続時期を網羅するとともに、中空硯や特殊硯も認め、量、質ともに讃岐国内の他の官衙や集落を圧倒する。さらに、本地区の転用硯の出現頻度は讃岐国内のみならず、讃岐国府の他の施設と比較しても突出した出土量を示し（71 点）、本施設の性格の一端を示唆する。また、少量ながら篠・東海・播磨産須恵器や京都産土師器や黒色土器、楠葉型黒色土器や瓦器椀を認め、本地区の搬入品の多さを示す。

瓦は開法寺地区から流入した瓦との峻別が困難だが、瓦の出土量は讃岐国府跡のなかでは突出する。開法寺地区を除くと、本地区の遮蔽施設での使用が讃岐国府では最も古い使用例となる（８世紀後葉頃）。さらに、讃岐国府独特の文様の軒瓦（「讃岐国府式瓦」）や緑釉瓦、灰釉を施釉した丸瓦を認め、本地区の大型建物群を区画する北辺の施設での使用が想定でき、建物規模や廂付建物が示す建物の格式の高さに呼応する。

また、石帯の出土は限られるが（本地区外の 29-1 トレンチからの出土）、国府では初例となる石帯未製品の出土は本地区での石帯生産の可能性を示す。なお、巡方や丸鞆の出土はないが、鉸具の可能性が高い鉄製品が出土しており、開法寺東方地区での一定量の腰帯の使用を示唆する。

③画期設定

各期の検出遺構や出土遺物が示す機能変化に着目すると、３つの画期が設定できる。

画期１は２期とした。構成建物の規模と配置、一部確認している囲繞施設等から総合的に推測すれば官衙的な施設と理解することができる。７世紀後葉の正方位主軸基調の建物群が先行し、正方位主軸と正方位からやや振れた主軸の建物群が７世紀末から８世紀初頭に設置される。後者の広場を中心に建物端を揃えながら、コないしロ字形を意識した建物配置は、続く３期の建物配置にも引き継がれる官衙的な建物配置と考えられ、国府造営に前後する２期の官衙的な施設の存在は看過できない。帰属時期を考慮すると、阿野評衙、城山城管理施設、伊予総領関連施設、初期国府等の性格が推測できるが、現時点では考古学的に機能を特定することは困難である。

なお、続く３期も正方位から条里地割への転換や国府造営開始という視点から画期になり得るが、後出遺構の重複が激しく、建物の検出数は限られ、全体像の把握・提示が困難な状況である。

画期２は計画的に配置された大型建物群が出現する４－１期とした。西辺ないし北辺を掘立柱塀構造の遮蔽施設で区画した一町四方程度の範囲内に建物が規格性をもって配置され、それ以降、同じ建物配置が 250 年以上もの長期間に渡って維持される。讃岐最大級の大型建物が高い規格性をもって配置され、廂を有する等格式の高さも窺える。国産施釉陶器や陶製硯の出現頻度の高さや三彩陶器や緑釉単彩陶器、銅鋌等の奢侈的な遺物もそれに呼応するが、転用硯の出現頻度の高さや石帯未製品が示す石帯生産の可能性は奢侈品の多寡とは対照的な内容を示し、出土遺物からは多機能要素が混在した状況が看取できる。国庁のような定式的な建物配置はみられず、文字資料が稀薄であるため性格は判然としないが、讃岐国府のなかでも、特殊な性格を有した実務的な施設であったと考えられる。建物規模や出土遺物は讃岐国府の他の国衙や讃岐国内の官衙・集落に比して、質、量ともに突出した内容を示し、讃岐国府のなかで重要な機能を果たした実務的な施設であったと考えられる。

なお、讃岐国司を務めた菅原道真が著した漢詩には、「開法寺は府衙の西に在り」という注釈表記を認め、府衙が一施設の呼称ならば、開法寺との位置関係から、道真の任期（仁和２(886) 年から寛平元年 (889)）に合致する 4-2 期の本大型建物群は道真が「府衙」と称した施設かもしれない。

画期３は長期継続した大型建物群が廃絶し、複数の屋敷地的なまとまりの集合体に転換する５期に設定した。開法寺東方地区内の空間構成が激変し、本地区では３ブロックの屋敷地的なまとまりが復元できる。各屋敷地は讃岐国内の在地領主居館と大差はないが、10 を超える屋敷地の集合は讃岐国内では確認できず、各屋敷地への井戸の完備や長期継続という点も他には認められない。さらに、出土遺物では中国産輸入磁器の多量保有や灯明具の先駆的な使用が窺え、遺構・遺物において讃岐国内の他の集落を圧倒した内容を示す。

文献資料から当該期の讃岐国府には留守所が設置されたことが判明しており、これらの屋敷地的なまとまりの集合体が国衙機能を継承するならば、讃岐国府の政務を執り行った留守所の実態を反映する可能性も想定できる。さらに、文献資料からは讃岐国内各地の郡司クラスの伝統的な豪族が在庁官人と留守所で政務を執り行った状況が看取でき、規模や出土遺物の様相の均質性を等考慮すると、各屋敷地は讃岐各地の伝統的な豪族の宿営地であった可能性が高い（佐藤 2016 ｂ）。11 世紀前葉までの讃岐国府は、東西、南北道路を基軸に機能分化した諸施設が重要施設と考えられる単位④を中心に密集しつつも点在した状況を想定したが、５期には均質的な屋敷地を一定空間に集中的に配置しており、留守所の国衙政務機能を結束させた配置と理解できる。